

社会福祉法人かやの実社 平成 24 年度事業報告書

はじめに

平成 24 年度は、昨年 3 月 11 日に日本を襲った東北関東大震災とそれに伴う原発事故の復旧もままならぬまま、政権政党は民主党から自民党となり、再び公共事業投資を中心とした景気浮揚策が講じられ、安倍首相の先導によるデフレ脱却を目指した経済政策、アベノミクスによる三本の矢、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略、その鍵となる TPP 協議参加表明をおこない、日本経済回復の起爆剤とするとしている。

保育情勢においては、アベノミクスの趣旨に沿う形で「子ども・子育て三法」が衆参両院で可決され、「待機児童解消加速化プラン」においても民間企業を含む多様な主体による保育の量拡大を盛り込んだ。

平成 27 年度施行予定の子ども・子育て支援新制度では、都道府県等は、地域の保育需要が満たされていない場合には、適格性・認可基準を満たしている保育所であれば、株式会社であることを理由に裁量で認可しない取扱いが許されなくなる。新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくよう、認可権者である都道府県等に対し、先般の法改正を踏まえた国の考え方を明確にお示しするとともに、市区町村に対して当該通知の趣旨を周知徹底していただくよう通知したいと説明したところであり、近日中に発出できるよう検討を進めたい…としている。

また、25 年度より安心子ども基金による保育士の処遇改善が単年度予算により実施される。

東京都に於いては、認可保育所に対する唯一の助成となっているサービス推進費の監査監督強化を行い、受給の誤りがあるとして社会福祉法人に対し緊急点検の要請を行った。この監査について、東京都は「この監査は、東京都民の代表として、東京都知事の指揮監督から独立した監査委員が、東京都の事務執行の正否や適否を調べるものであり、いわば都民の税金の使われ方がチェックされるものです。その結果は毎年、東京都議会に対して報告が行われるとともに、マスメディアや都民全般にも公表されています。」としている。

羽村市においては公立保育園 1 園（市立さくら保育園）の民営化を実施し、社会福祉法人かやの実社が運営業者に選定された。これにより、平成 25 年度は移行期間のため、市とかやの実社の合同保育となり、26 年度からかやの実社の単独運営、27 年度は「安心子ども基金」を活用した施設整備を行う。

Ⅰ. 保育をとりまく状況

1. 国の動き

Ⅰ 安心子ども基金管理運営要綱抜粋

平成 25 年 3 月

別添 7 の 5

保育士等処遇改善臨時特例事業

1 事業の目的

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

2 事業の内容

(1) 基本事業

保育所運営費の民間施設給与等改善費（以下、「民改費」という。）を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。

(2) その他事業

(1)の事業に関する市町村における事務処理に要する費用に充てるため、市町村に対して事務費を交付する。

3 事業の実施主体

市町村

4 補助基準額、補助率

(1) 基本事業

① 補助基準額

次によって算定した額の合計額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

算式 1（アからエまでの合計額）× 6 月分

ア 別表に定める乳児事業費単価× 4 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める 1～2 歳児事業費単価× 4 月初日の 1～2 歳児入所児童数

ウ 別表に定める 3 歳児事業費単価× 4 月初日の 3 歳児入所児童数

エ 別表に定める 4 歳以上児事業費単価× 4 月初日の 4 歳以上児入所児童数

算式 2（アからエまでの合計額）× 6 月分

ア 別表に定める乳児事業費単価× 10 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める 1～2 歳児事業費単価× 10 月初日の 1～2 歳児入所児童数

ウ 別表に定める 3 歳児事業費単価× 10 月初日の 3 歳児入所児童数

エ 別表に定める 4 歳以上児事業費単価× 10 月初日の 4 歳以上児入所児童数

② 補助率

定額

(2) その他事業

① 補助基準額

保育所 1 か所につき 150 千円（ただし、1 市町村 10,000 千円を上限とする）

② 補助率

定額

5 対象経費

① 基本事業

4 の(1)により算出された基本事業の額の経費

② その他事業

市町村が本事業を円滑に施行するために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

6 事業の実施期限

平成 26 年 3 月 31 日とする。

7 留意事項

次に掲げる事項を資金を交付する場合の条件とする。

(1) 保育所運営費の民改費加算が停止されていないこと。

(2) 賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画書を作成し、当該保育所職員に対して、計画書の内容について周知していること。

(3) 当該保育所の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）の賃金改善（法定福利費等の事業主負担増加額を含む。以下同じ。）以外の費用については認めない。

(4) 実績報告を求め、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合にはその差額の返還を命ずること。

(5) 虚偽又は不正の手段により、本事業の交付を受けた場合には、既に交付された一部若しくは全部の交付額の返還を命ずること。

（別表）

※(1) 事業費単価表の地域区分，定員区分，入所児童の年齢区分については，「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）（以下，「保育所運営費交付要綱」という。）によるものとする。

※ 所長の設置又は未設置の区分については，「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5 厚生省児童家庭局長通知）（以下，「局長通知」という。）の第 1 の 2 によるものとする。

※ 事業費単価の加算区分の適用につい

ては，局長通知の第 1 の 3 により本事業を実施する年度における民間施設給与等改善費加算率の適用の基礎となる職員一人当たりの平均勤続年数に応じ，次に定める加算区分を適用すること。

職員一人当たりの

平均勤続年数	加算区分
1 年未満	1 %
1 年以上 2 年未満	2 %
2 年以上 3 年未満	3 %
3 年以上 4 年未満	4 %
4 年以上 5 年未満	1 %
5 年以上 6 年未満	2 %
6 年以上 7 年未満	3 %
7 年以上 8 年未満	2 %
8 年以上 9 年未満	3 %
9 年以上 10 年未満	4 %
10 年以上	3 %

※ 保育所運営費交付要綱により，保育所事務職員雇上費の加算，主任保育士の専任加算が適用されている場合は，(2)加算分事業費単価表に定めるそれぞれの加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。

※ 夜間保育所の設置認可について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）により夜間保育所加算分保育単価が適用されている場合は，夜間保育所加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。

※ 分園を設置する保育所については，「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知）の別紙保育所分園設置運営要綱の 7 における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする。

※ 保育所運営費交付要綱第 3 の 4 に定

める、「保育所の設置認可等について」
（平成12年3月30日児発第295号
厚生省児童家庭局長通知）の第1の2
の(1)のただし書きの適用を受けた幼保
連携型施設を構成する保育所について
は「幼保連携型施設を構成する保育所
に適用する保育所単価等について」（平
成21年7月9日雇児発0709第5号厚
生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
における民間施設給与等改善費加算額
の支弁の例により算定することとする。

(1) 事業費単価表

その保育所の 所在する 地域区分	その保育所 の月 初日の 定員 区分	その保育所の長 が月 初日 にお いて 設置 又は 未設 置（ 欠員・ 無給） の区 分	月 初日 の入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
18/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	円 8,610	円 6,460	円 4,300	円 2,150
			1 , 2 歳 児	5,790	4,340	2,890	1,440
			3 歳 児	3,810	2,860	1,900	950
			4 歳 以 上 児	3,530	2,650	1,760	880
		未設置	乳 児	7,600	5,700	3,800	1,900
			1 , 2 歳 児	4,780	3,580	2,390	1,190
			3 歳 児	2,800	2,100	1,400	700
			4 歳 以 上 児	2,520	1,890	1,260	630
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	7,660	5,740	3,820	1,910
			1 , 2 歳 児	4,830	3,620	2,410	1,200
			3 歳 児	2,850	2,140	1,420	710
			4 歳 以 上 児	2,570	1,930	1,280	640
		未設置	乳 児	6,990	5,230	3,490	1,740
			1 , 2 歳 児	4,160	3,110	2,080	1,030
			3 歳 児	2,180	1,630	1,090	540
			4 歳 以 上 児	1,900	1,420	950	470
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	7,190	5,390	3,590	1,790
			1 , 2 歳 児	4,370	3,270	2,180	1,080
			3 歳 児	2,390	1,790	1,190	590
			4 歳 以 上 児	2,110	1,580	1,050	520
		未設置	乳 児	6,680	5,010	3,340	1,670
			1 , 2 歳 児	3,860	2,890	1,930	960
			3 歳 児	1,880	1,410	940	470
			4 歳 以 上 児	1,600	1,200	800	400
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	7,100	5,320	3,550	1,770
			1 , 2 歳 児	4,280	3,200	2,140	1,060
			3 歳 児	2,300	1,720	1,150	570
			4 歳 以 上 児	2,020	1,510	1,010	500
		未設置	乳 児	6,690	5,020	3,340	1,670
			1 , 2 歳 児	3,870	2,900	1,930	960
			3 歳 児	1,890	1,420	940	470
			4 歳 以 上 児	1,610	1,210	800	400
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	6,850	5,140	3,420	1,710
			1 , 2 歳 児	4,030	3,020	2,010	1,000
			3 歳 児	2,050	1,540	1,020	510
			4 歳 以 上 児	1,770	1,330	880	440
		未設置	乳 児	6,510	4,880	3,250	1,620
			1 , 2 歳 児	3,690	2,760	1,840	910
			3 歳 児	1,710	1,280	850	420
			4 歳 以 上 児	1,430	1,070	710	350
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	6,680	5,010	3,340	1,670
			1 , 2 歳 児	3,860	2,890	1,930	960
			3 歳 児	1,880	1,410	940	470
			4 歳 以 上 児	1,600	1,200	800	400
		未設置	乳 児	6,390	4,790	3,190	1,590
			1 , 2 歳 児	3,570	2,670	1,780	880
			3 歳 児	1,590	1,190	790	390
			4 歳 以 上 児	1,310	980	650	320
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	6,550	4,910	3,270	1,630
			1 , 2 歳 児	3,730	2,790	1,860	920
			3 歳 児	1,750	1,310	870	430
			4 歳 以 上 児	1,470	1,100	730	360
		未設置	乳 児	6,300	4,720	3,150	1,570
			1 , 2 歳 児	3,480	2,600	1,740	860
			3 歳 児	1,500	1,120	750	370
			4 歳 以 上 児	1,220	910	610	300
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	6,450	4,840	3,220	1,610
			1 , 2 歳 児	3,630	2,720	1,810	900
			3 歳 児	1,650	1,240	820	410
			4 歳 以 上 児	1,370	1,030	680	340
		未設置	乳 児	6,220	4,670	3,110	1,550
			1 , 2 歳 児	3,400	2,550	1,700	840
			3 歳 児	1,420	1,070	710	350
			4 歳 以 上 児	1,140	860	570	280
	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	円 6,250	円 4,680	円 3,120	円 1,560
			1 , 2 歳 児	3,430	2,560	1,710	850
			3 歳 児	1,450	1,080	720	360
			4 歳 以 上 児	1,170	870	580	290
		未設置	乳 児	6,040	4,530	3,020	1,510
			1 , 2 歳 児	3,220	2,410	1,610	800
			3 歳 児	1,240	930	620	310
			4 歳 以 上 児	960	720	480	240
	101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	6,190	4,640	3,090	1,540
			1 , 2 歳 児	3,370	2,520	1,680	830
			3 歳 児	1,390	1,040	690	340
			4 歳 以 上 児	1,110	830	550	270
		未設置	乳 児	6,010	4,510	3,000	1,500
			1 , 2 歳 児	3,190	2,390	1,590	790
			3 歳 児	1,210	910	600	300
			4 歳 以 上 児	930	700	460	230
	111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	6,150	4,610	3,070	1,530
			1 , 2 歳 児	3,330	2,490	1,660	820
			3 歳 児	1,350	1,010	670	330
			4 歳 以 上 児	1,070	800	530	260
		未設置	乳 児	5,980	4,480	2,990	1,490
			1 , 2 歳 児	3,160	2,360	1,580	780
			3 歳 児	1,180	880	590	290
			4 歳 以 上 児	900	670	450	220
	121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	6,110	4,580	3,050	1,520
			1 , 2 歳 児	3,290	2,460	1,640	810
			3 歳 児	1,310	980	650	320
			4 歳 以 上 児	1,030	770	510	250
		未設置	乳 児	5,950	4,460	2,970	1,480
			1 , 2 歳 児	3,130	2,340	1,560	770
			3 歳 児	1,150	860	570	280
			4 歳 以 上 児	870	650	430	210
	131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	6,080	4,560	3,040	1,520
			1 , 2 歳 児	3,260	2,440	1,630	810
			3 歳 児	1,280	960	640	320
			4 歳 以 上 児	1,000	750	500	250
		未設置	乳 児	5,930	4,450	2,960	1,480
			1 , 2 歳 児	3,110	2,330	1,550	770
			3 歳 児	1,130	850	560	280
			4 歳 以 上 児	850	640	420	210
	141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	6,050	4,530	3,020	1,510
			1 , 2 歳 児	3,230	2,410	1,610	800
			3 歳 児	1,250	930	620	310
			4 歳 以 上 児	970	720	480	240
		未設置	乳 児	5,910	4,430	2,950	1,470
			1 , 2 歳 児	3,090	2,310	1,540	760
			3 歳 児	1,110	830	550	270
			4 歳 以 上 児	830	620	410	200
	151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	6,060	4,540	3,030	1,510
			1 , 2 歳 児	3,240	2,420	1,620	800
			3 歳 児	1,260	940	630	310
			4 歳 以 上 児	980	730	490	240
		未設置	乳 児	5,930	4,450	2,960	1,480
			1 , 2 歳 児	3,110	2,330	1,550	770
			3 歳 児	1,130	850	560	280
			4 歳 以 上 児	850	640	420	210
	161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	6,030	4,520	3,010	1,500
			1 , 2 歳 児	3,210	2,400	1,600	790
			3 歳 児	1,230	920	610	300
			4 歳 以 上 児	950	710	470	230
		未設置	乳 児	5,910	4,430	2,950	1,470
			1 , 2 歳 児	3,090	2,310	1,540	760
			3 歳 児	1,110	830	550	270
			4 歳 以 上 児	830	620	410	200
	171人 以上	設 置	乳 児	6,010	4,510	3,000	1,500
			1 , 2 歳 児	3,190	2,390	1,590	790
			3 歳 児	1,210	910	600	300
			4 歳 以 上 児	930	700	460	230
		未設置	乳 児	5,900	4,420	2,950	1,470
			1 , 2 歳 児	3,080	2,300	1,540	760
			3 歳 児	1,100	820	550	270
			4 歳 以 上 児	820	610	410	200

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月最初の定員区分	その保育所の長が月最初において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月最初の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
15/100地域	20人まで	設 置	乳 児	円 8,430	円 6,310	円 4,210	円 2,100
			1, 2 歳 児	5,660	4,240	2,830	1,410
			3 歳 児	3,730	2,790	1,860	920
			4 歳 以上 児	3,460	2,590	1,730	860
		未設置	乳 児	7,440	5,570	3,710	1,850
			1, 2 歳 児	4,670	3,500	2,330	1,160
			3 歳 児	2,740	2,050	1,360	670
			4 歳 以上 児	2,470	1,850	1,230	610
	21人から30人まで	設 置	乳 児	7,490	5,620	3,740	1,870
			1, 2 歳 児	4,730	3,540	2,360	1,180
			3 歳 児	2,790	2,090	1,390	690
			4 歳 以上 児	2,520	1,890	1,260	630
		未設置	乳 児	6,830	5,120	3,410	1,700
			1, 2 歳 児	4,070	3,040	2,030	1,010
			3 歳 児	2,130	1,590	1,060	520
			4 歳 以上 児	1,860	1,390	930	460
	31人から40人まで	設 置	乳 児	7,030	5,260	3,510	1,750
			1, 2 歳 児	4,260	3,190	2,130	1,060
			3 歳 児	2,330	1,740	1,160	570
			4 歳 以上 児	2,060	1,540	1,030	510
		未設置	乳 児	6,540	4,890	3,260	1,630
			1, 2 歳 児	3,770	2,820	1,880	940
			3 歳 児	1,840	1,370	910	450
			4 歳 以上 児	1,570	1,170	780	390
	41人から50人まで	設 置	乳 児	6,940	5,200	3,460	1,730
			1, 2 歳 児	4,170	3,130	2,080	1,040
			3 歳 児	2,240	1,680	1,110	550
			4 歳 以上 児	1,970	1,480	980	490
		未設置	乳 児	6,550	4,900	3,270	1,630
			1, 2 歳 児	3,780	2,830	1,890	940
			3 歳 児	1,850	1,380	920	450
			4 歳 以上 児	1,580	1,180	790	390
	51人から60人まで	設 置	乳 児	6,700	5,020	3,340	1,670
			1, 2 歳 児	3,930	2,950	1,960	980
			3 歳 児	2,000	1,500	990	490
			4 歳 以上 児	1,730	1,300	860	430
		未設置	乳 児	6,370	4,770	3,180	1,590
			1, 2 歳 児	3,600	2,700	1,800	900
			3 歳 児	1,670	1,250	830	410
			4 歳 以上 児	1,400	1,050	700	350
	61人から70人まで	設 置	乳 児	6,530	4,890	3,260	1,630
			1, 2 歳 児	3,760	2,820	1,880	940
			3 歳 児	1,830	1,370	910	450
			4 歳 以上 児	1,560	1,170	780	390
		未設置	乳 児	6,250	4,680	3,120	1,560
			1, 2 歳 児	3,480	2,610	1,740	870
			3 歳 児	1,550	1,160	770	380
			4 歳 以上 児	1,280	960	640	320
	71人から80人まで	設 置	乳 児	6,410	4,800	3,200	1,600
			1, 2 歳 児	3,640	2,730	1,820	910
			3 歳 児	1,710	1,280	850	420
			4 歳 以上 児	1,440	1,080	720	360
		未設置	乳 児	6,160	4,610	3,070	1,530
			1, 2 歳 児	3,390	2,540	1,690	840
			3 歳 児	1,460	1,090	720	350
			4 歳 以上 児	1,190	890	590	290
	81人から90人まで	設 置	乳 児	6,310	4,720	3,150	1,570
			1, 2 歳 児	3,540	2,650	1,770	880
			3 歳 児	1,610	1,200	800	390
			4 歳 以上 児	1,340	1,000	670	330
		未設置	乳 児	6,090	4,560	3,040	1,520
			1, 2 歳 児	3,320	2,490	1,660	830
			3 歳 児	1,390	1,040	690	340
			4 歳 以上 児	1,120	840	560	280

その保育所の月最初の定員区分	その保育所の長が月最初において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月最初の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設 置	乳 児	円 6,110	円 4,570	円 3,050	円 1,520
		1, 2 歳 児	3,340	2,500	1,670	830
		3 歳 児	1,410	1,050	700	340
		4 歳 以上 児	1,140	850	570	280
	未設置	乳 児	5,910	4,430	2,950	1,470
		1, 2 歳 児	3,140	2,360	1,570	780
		3 歳 児	1,210	910	600	290
		4 歳 以上 児	940	710	470	230
101人から110人まで	設 置	乳 児	6,060	4,540	3,020	1,510
		1, 2 歳 児	3,290	2,470	1,640	820
		3 歳 児	1,360	1,020	670	330
		4 歳 以上 児	1,090	820	540	270
	未設置	乳 児	5,880	4,400	2,930	1,460
		1, 2 歳 児	3,110	2,330	1,550	770
		3 歳 児	1,180	880	580	280
		4 歳 以上 児	910	680	450	220
111人から120人まで	設 置	乳 児	6,010	4,500	3,000	1,500
		1, 2 歳 児	3,240	2,430	1,620	810
		3 歳 児	1,310	980	650	320
		4 歳 以上 児	1,040	780	520	260
	未設置	乳 児	5,850	4,380	2,920	1,460
		1, 2 歳 児	3,080	2,310	1,540	770
		3 歳 児	1,150	860	570	280
		4 歳 以上 児	880	660	440	220
121人から130人まで	設 置	乳 児	5,980	4,470	2,980	1,490
		1, 2 歳 児	3,210	2,400	1,600	800
		3 歳 児	1,280	950	630	310
		4 歳 以上 児	1,010	750	500	250
	未設置	乳 児	5,820	4,360	2,900	1,450
		1, 2 歳 児	3,050	2,290	1,520	760
		3 歳 児	1,120	840	550	270
		4 歳 以上 児	850	640	420	210
131人から140人まで	設 置	乳 児	5,940	4,450	2,960	1,480
		1, 2 歳 児	3,170	2,380	1,580	790
		3 歳 児	1,240	930	610	300
		4 歳 以上 児	970	730	480	240
	未設置	乳 児	5,800	4,340	2,890	1,440
		1, 2 歳 児	3,030	2,270	1,510	750
		3 歳 児	1,100	820	540	260
		4 歳 以上 児	830	620	410	200
141人から150人まで	設 置	乳 児	5,920	4,430	2,950	1,470
		1, 2 歳 児	3,150	2,360	1,570	780
		3 歳 児	1,220	910	600	290
		4 歳 以上 児	950	710	470	230
	未設置	乳 児	5,780	4,330	2,880	1,440
		1, 2 歳 児	3,010	2,260	1,500	750
		3 歳 児	1,080	810	530	260
		4 歳 以上 児	810	610	400	200
151人から160人まで	設 置	乳 児	5,930	4,440	2,960	1,480
		1, 2 歳 児	3,160	2,370	1,580	790
		3 歳 児	1,230	920	610	300
		4 歳 以上 児	960	720	480	240
	未設置	乳 児	5,800	4,340	2,890	1,440
		1, 2 歳 児	3,030	2,270	1,510	750
		3 歳 児	1,100	820	540	260
		4 歳 以上 児	830	620	410	200
161人から170人まで	設 置	乳 児	5,900	4,420	2,940	1,470
		1, 2 歳 児	3,130	2,350	1,560	780
		3 歳 児	1,200	900	590	290
		4 歳 以上 児	930	700	460	230
	未設置	乳 児	5,790	4,330	2,890	1,440
		1, 2 歳 児	3,020	2,260	1,510	750
		3 歳 児	1,090	810	540	260
		4 歳 以上 児	820	610	410	200
171人以上	設 置	乳 児	5,880	4,400	2,930	1,460
		1, 2 歳 児	3,110	2,330	1,550	770
		3 歳 児	1,180	880	580	280
		4 歳 以上 児	910	680	450	220
	未設置	乳 児	5,770	4,320	2,880	1,440
		1, 2 歳 児	3,000	2,250	1,500	750
		3 歳 児	1,070	800	530	260
		4 歳 以上 児	800	600	400	200

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月初 日の定員 区分	その保育所の長 が月初日におい て設置又は未設 置（欠員・無給）の区分	月初日の入所 児童の年齢区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
12/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	円 8,230	円 6,170	円 4,110	円 2,050
			1, 2 歳 児	5,530	4,140	2,760	1,370
			3 歳 児	3,640	2,730	1,820	900
			4 歳 以上 児	3,380	2,530	1,690	840
		未設置	乳 児	7,270	5,450	3,630	1,810
			1, 2 歳 児	4,570	3,420	2,280	1,130
			3 歳 児	2,680	2,010	1,340	660
			4 歳 以上 児	2,420	1,810	1,210	600
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	7,320	5,490	3,660	1,820
			1, 2 歳 児	4,620	3,470	2,310	1,150
			3 歳 児	2,730	2,050	1,360	670
			4 歳 以上 児	2,460	1,850	1,230	610
		未設置	乳 児	6,680	5,010	3,340	1,660
			1, 2 歳 児	3,980	2,990	1,990	990
			3 歳 児	2,090	1,570	1,040	510
			4 歳 以上 児	1,820	1,370	910	450
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	6,860	5,150	3,420	1,710
			1, 2 歳 児	4,160	3,120	2,070	1,030
			3 歳 児	2,270	1,710	1,130	560
			4 歳 以上 児	2,010	1,510	1,000	500
		未設置	乳 児	6,380	4,790	3,180	1,590
			1, 2 歳 児	3,680	2,760	1,830	910
			3 歳 児	1,790	1,350	890	440
			4 歳 以上 児	1,530	1,150	760	380
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	6,780	5,080	3,380	1,690
			1, 2 歳 児	4,080	3,050	2,030	1,010
			3 歳 児	2,190	1,640	1,090	540
			4 歳 以上 児	1,930	1,440	960	480
		未設置	乳 児	6,390	4,790	3,190	1,590
			1, 2 歳 児	3,690	2,760	1,840	910
			3 歳 児	1,800	1,350	900	440
			4 歳 以上 児	1,540	1,150	770	380
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	6,540	4,910	3,260	1,630
			1, 2 歳 児	3,840	2,880	1,910	950
			3 歳 児	1,950	1,470	970	480
			4 歳 以上 児	1,690	1,270	840	420
		未設置	乳 児	6,220	4,670	3,100	1,550
			1, 2 歳 児	3,520	2,640	1,750	870
			3 歳 児	1,630	1,230	810	400
			4 歳 以上 児	1,370	1,030	680	340
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	6,380	4,780	3,180	1,590
			1, 2 歳 児	3,680	2,750	1,830	910
			3 歳 児	1,790	1,340	890	440
			4 歳 以上 児	1,530	1,140	760	380
		未設置	乳 児	6,100	4,580	3,040	1,520
			1, 2 歳 児	3,400	2,550	1,690	840
			3 歳 児	1,510	1,140	750	370
			4 歳 以上 児	1,250	940	620	310
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	6,250	4,690	3,120	1,560
			1, 2 歳 児	3,550	2,660	1,770	880
			3 歳 児	1,660	1,250	830	410
			4 歳 以上 児	1,400	1,050	700	350
		未設置	乳 児	6,010	4,510	3,000	1,500
			1, 2 歳 児	3,310	2,480	1,650	820
			3 歳 児	1,420	1,070	710	350
			4 歳 以上 児	1,160	870	580	290
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	6,160	4,620	3,070	1,530
			1, 2 歳 児	3,460	2,590	1,720	850
			3 歳 児	1,570	1,180	780	380
			4 歳 以上 児	1,310	980	650	320
		未設置	乳 児	5,940	4,460	2,960	1,480
			1, 2 歳 児	3,240	2,430	1,610	800
			3 歳 児	1,350	1,020	670	330
			4 歳 以上 児	1,090	820	540	270

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月初 日の定員 区分	その保育所の長 が月初日におい て設置又は未設 置（欠員・無給）の区分	月初日の入所 児童の年齢区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
12/100 地域	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	円 5,970	円 4,480	円 2,980	円 1,490
			1, 2 歳 児	3,270	2,450	1,630	810
			3 歳 児	1,380	1,040	690	340
			4 歳 以上 児	1,120	840	560	280
		未設置	乳 児	5,770	4,330	2,880	1,440
			1, 2 歳 児	3,070	2,300	1,530	760
			3 歳 児	1,180	890	590	290
			4 歳 以上 児	920	690	460	230
	101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	5,910	4,440	2,950	1,470
			1, 2 歳 児	3,210	2,410	1,600	790
			3 歳 児	1,320	1,000	660	320
			4 歳 以上 児	1,060	800	530	260
		未設置	乳 児	5,740	4,310	2,860	1,430
			1, 2 歳 児	3,040	2,280	1,510	750
			3 歳 児	1,150	870	570	280
			4 歳 以上 児	890	670	440	220
	111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	5,870	4,400	2,930	1,460
			1, 2 歳 児	3,170	2,370	1,580	780
			3 歳 児	1,280	960	640	310
			4 歳 以上 児	1,020	760	510	250
		未設置	乳 児	5,710	4,280	2,850	1,420
			1, 2 歳 児	3,010	2,250	1,500	740
			3 歳 児	1,120	840	560	270
			4 歳 以上 児	860	640	430	210
	121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	5,830	4,380	2,910	1,450
			1, 2 歳 児	3,130	2,350	1,560	770
			3 歳 児	1,240	940	620	300
			4 歳 以上 児	980	740	490	240
		未設置	乳 児	5,690	4,270	2,840	1,420
			1, 2 歳 児	2,990	2,240	1,490	740
			3 歳 児	1,100	830	550	270
			4 歳 以上 児	840	630	420	210
	131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	5,800	4,350	2,890	1,440
			1, 2 歳 児	3,100	2,320	1,540	760
			3 歳 児	1,210	910	600	290
			4 歳 以上 児	950	710	470	230
		未設置	乳 児	5,670	4,250	2,830	1,410
			1, 2 歳 児	2,970	2,220	1,480	730
			3 歳 児	1,080	810	540	260
			4 歳 以上 児	820	610	410	200
	141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	5,770	4,330	2,880	1,440
			1, 2 歳 児	3,070	2,300	1,530	760
			3 歳 児	1,180	890	590	290
			4 歳 以上 児	920	690	460	230
		未設置	乳 児	5,650	4,240	2,820	1,410
			1, 2 歳 児	2,950	2,210	1,470	730
			3 歳 児	1,060	800	530	260
			4 歳 以上 児	800	600	400	200
	151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	5,790	4,340	2,890	1,440
			1, 2 歳 児	3,090	2,310	1,540	760
			3 歳 児	1,200	900	600	290
			4 歳 以上 児	940	700	470	230
		未設置	乳 児	5,670	4,250	2,830	1,410
			1, 2 歳 児	2,970	2,220	1,480	730
			3 歳 児	1,080	810	540	260
			4 歳 以上 児	820	610	410	200
	161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	5,760	4,320	2,870	1,430
			1, 2 歳 児	3,060	2,290	1,520	750
			3 歳 児	1,170	880	580	280
			4 歳 以上 児	910	680	450	220
		未設置	乳 児	5,650	4,240	2,820	1,410
			1, 2 歳 児	2,950	2,210	1,470	730
			3 歳 児	1,060	800	530	260
			4 歳 以上 児	800	600	400	200
	171人 以上	設 置	乳 児	5,740	4,310	2,860	1,430
			1, 2 歳 児	3,040	2,280	1,510	750
			3 歳 児	1,150	870	570	280
			4 歳 以上 児	890	670	440	220
		未設置	乳 児	5,640	4,230	2,810	1,400
			1, 2 歳 児	2,940	2,200	1,460	720
			3 歳 児	1,050	790	520	250
			4 歳 以上 児	790	590	390	190

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月初 日の定員 区分	その保育所の長 が月初日におい て設置又は未設 置（欠員・無給）の区分	月月初日の入所 児童の年齢区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
10/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	8,100	6,080	4,040	2,020
			1, 2 歳 児	5,450	4,090	2,720	1,360
			3 歳 児	3,590	2,690	1,790	890
			4 歳 以上 児	3,330	2,500	1,660	830
		未設置	乳 児	7,160	5,370	3,570	1,780
			1, 2 歳 児	4,510	3,380	2,250	1,120
			3 歳 児	2,650	1,980	1,320	650
			4 歳 以上 児	2,390	1,790	1,190	590
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	7,210	5,400	3,600	1,790
			1, 2 歳 児	4,550	3,410	2,270	1,130
			3 歳 児	2,690	2,010	1,340	660
			4 歳 以上 児	2,430	1,820	1,210	600
		未設置	乳 児	6,580	4,930	3,290	1,640
			1, 2 歳 児	3,920	2,940	1,960	980
			3 歳 児	2,060	1,540	1,030	510
			4 歳 以上 児	1,800	1,350	900	450
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	6,750	5,060	3,370	1,680
			1, 2 歳 児	4,100	3,070	2,050	1,020
			3 歳 児	2,240	1,670	1,120	550
			4 歳 以上 児	1,980	1,480	990	490
		未設置	乳 児	6,280	4,710	3,130	1,560
			1, 2 歳 児	3,630	2,720	1,810	900
			3 歳 児	1,770	1,320	880	430
			4 歳 以上 児	1,510	1,130	750	370
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	6,670	5,000	3,330	1,660
			1, 2 歳 児	4,020	3,010	2,010	1,000
			3 歳 児	2,160	1,610	1,080	530
			4 歳 以上 児	1,900	1,420	950	470
		未設置	乳 児	6,290	4,720	3,140	1,570
			1, 2 歳 児	3,640	2,730	1,820	910
			3 歳 児	1,780	1,330	890	440
			4 歳 以上 児	1,520	1,140	760	380
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	6,430	4,830	3,210	1,600
			1, 2 歳 児	3,780	2,840	1,890	940
			3 歳 児	1,920	1,440	960	470
			4 歳 以上 児	1,660	1,250	830	410
		未設置	乳 児	6,120	4,590	3,050	1,520
			1, 2 歳 児	3,470	2,600	1,730	860
			3 歳 児	1,610	1,200	800	390
			4 歳 以上 児	1,350	1,010	670	330
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	6,270	4,710	3,130	1,560
			1, 2 歳 児	3,620	2,720	1,810	900
			3 歳 児	1,760	1,320	880	430
			4 歳 以上 児	1,500	1,130	750	370
		未設置	乳 児	6,000	4,500	2,990	1,490
			1, 2 歳 児	3,350	2,510	1,670	830
			3 歳 児	1,490	1,110	740	360
			4 歳 以上 児	1,230	920	610	300
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	6,150	4,620	3,070	1,530
			1, 2 歳 児	3,500	2,630	1,750	870
			3 歳 児	1,640	1,230	820	400
			4 歳 以上 児	1,380	1,040	690	340
		未設置	乳 児	5,920	4,440	2,950	1,470
			1, 2 歳 児	3,270	2,450	1,630	810
			3 歳 児	1,410	1,050	700	340
			4 歳 以上 児	1,150	860	570	280
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	6,060	4,540	3,020	1,510
			1, 2 歳 児	3,410	2,550	1,700	850
			3 歳 児	1,550	1,150	770	380
			4 歳 以上 児	1,290	960	640	320
		未設置	乳 児	5,850	4,390	2,920	1,460
			1, 2 歳 児	3,200	2,400	1,600	800
			3 歳 児	1,340	1,000	670	330
			4 歳 以上 児	1,080	810	540	270

その保育所の 月月初日の 定員区分	その保育所の長 が月月初日におい て設置又は未設置（欠 員・無給）の区分	月月初日の入所 児童の年齢区 分	事業費単価			
			4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	5,870	4,400	2,930	1,460
		1, 2 歳 児	3,220	2,410	1,610	800
		3 歳 児	1,360	1,010	680	330
		4 歳 以上 児	1,100	820	550	270
	未設置	乳 児	5,680	4,260	2,830	1,410
		1, 2 歳 児	3,030	2,270	1,510	750
		3 歳 児	1,170	870	580	280
		4 歳 以上 児	910	680	450	220
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	5,820	4,370	2,900	1,450
		1, 2 歳 児	3,170	2,380	1,580	790
		3 歳 児	1,310	980	650	320
		4 歳 以上 児	1,050	790	520	260
	未設置	乳 児	5,650	4,240	2,820	1,410
		1, 2 歳 児	3,000	2,250	1,500	750
		3 歳 児	1,140	850	570	280
		4 歳 以上 児	880	660	440	220
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	5,780	4,330	2,880	1,440
		1, 2 歳 児	3,130	2,340	1,560	780
		3 歳 児	1,270	940	630	310
		4 歳 以上 児	1,010	750	500	250
	未設置	乳 児	5,620	4,210	2,800	1,400
		1, 2 歳 児	2,970	2,220	1,480	740
		3 歳 児	1,110	820	550	270
		4 歳 以上 児	850	630	420	210
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	5,740	4,300	2,860	1,430
		1, 2 歳 児	3,090	2,310	1,540	770
		3 歳 児	1,230	910	610	300
		4 歳 以上 児	970	720	480	240
	未設置	乳 児	5,590	4,200	2,790	1,390
		1, 2 歳 児	2,940	2,210	1,470	730
		3 歳 児	1,080	810	540	260
		4 歳 以上 児	820	620	410	200
131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	5,710	4,280	2,850	1,420
		1, 2 歳 児	3,060	2,290	1,530	760
		3 歳 児	1,200	890	600	290
		4 歳 以上 児	940	700	470	230
	未設置	乳 児	5,570	4,180	2,780	1,390
		1, 2 歳 児	2,920	2,190	1,460	730
		3 歳 児	1,060	790	530	260
		4 歳 以上 児	800	600	400	200
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	5,680	4,260	2,830	1,410
		1, 2 歳 児	3,030	2,270	1,510	750
		3 歳 児	1,170	870	580	280
		4 歳 以上 児	910	680	450	220
	未設置	乳 児	5,550	4,170	2,770	1,380
		1, 2 歳 児	2,900	2,180	1,450	720
		3 歳 児	1,040	780	520	250
		4 歳 以上 児	780	590	390	190
151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	5,690	4,270	2,840	1,420
		1, 2 歳 児	3,040	2,280	1,520	760
		3 歳 児	1,180	880	590	290
		4 歳 以上 児	920	690	460	230
	未設置	乳 児	5,570	4,180	2,780	1,390
		1, 2 歳 児	2,920	2,190	1,460	730
		3 歳 児	1,060	790	530	260
		4 歳 以上 児	800	600	400	200
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	5,670	4,250	2,830	1,410
		1, 2 歳 児	3,020	2,260	1,510	750
		3 歳 児	1,160	860	580	280
		4 歳 以上 児	900	670	450	220
	未設置	乳 児	5,560	4,170	2,770	1,380
		1, 2 歳 児	2,910	2,180	1,450	720
		3 歳 児	1,050	780	520	250
		4 歳 以上 児	790	590	390	190
171人 以上	設 置	乳 児	5,650	4,240	2,820	1,410
		1, 2 歳 児	3,000	2,250	1,500	750
		3 歳 児	1,140	850	570	280
		4 歳 以上 児	880	660	440	220
	未設置	乳 児	5,540	4,160	2,760	1,380
		1, 2 歳 児	2,890	2,170	1,440	720
		3 歳 児	1,030	770	510	250
		4 歳 以上 児	770	580	380	190

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月初 日の定員 区分	その保育所の長 が月初日におい て設置又は未設 置（欠員・無給）の区分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
8/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	7,980	5,980	3,990	1,990
			1, 2 歳 児	5,360	4,020	2,680	1,340
			3 歳 児	3,540	2,650	1,770	880
			4 歳 以上 児	3,280	2,460	1,640	820
		未設置	乳 児	7,050	5,280	3,520	1,750
			1, 2 歳 児	4,430	3,320	2,210	1,100
			3 歳 児	2,610	1,950	1,300	640
			4 歳 以上 児	2,350	1,760	1,170	580
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	7,090	5,310	3,540	1,760
			1, 2 歳 児	4,480	3,350	2,230	1,110
			3 歳 児	2,650	1,980	1,320	650
			4 歳 以上 児	2,390	1,790	1,190	590
		未設置	乳 児	6,470	4,850	3,230	1,610
			1, 2 歳 児	3,860	2,890	1,920	960
			3 歳 児	2,030	1,520	1,010	500
			4 歳 以上 児	1,770	1,330	880	440
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	6,650	4,980	3,320	1,650
			1, 2 歳 児	4,030	3,020	2,010	1,000
			3 歳 児	2,210	1,650	1,100	540
			4 歳 以上 児	1,950	1,460	970	480
		未設置	乳 児	6,190	4,630	3,090	1,540
			1, 2 歳 児	3,570	2,670	1,780	890
			3 歳 児	1,750	1,300	870	430
			4 歳 以上 児	1,490	1,110	740	370
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	6,570	4,920	3,280	1,630
			1, 2 歳 児	3,950	2,960	1,970	980
			3 歳 児	2,130	1,590	1,060	520
			4 歳 以上 児	1,870	1,400	930	460
		未設置	乳 児	6,200	4,640	3,100	1,540
			1, 2 歳 児	3,580	2,680	1,790	890
			3 歳 児	1,760	1,310	880	430
			4 歳 以上 児	1,500	1,120	750	370
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	6,340	4,750	3,170	1,580
			1, 2 歳 児	3,720	2,790	1,860	930
			3 歳 児	1,900	1,420	950	470
			4 歳 以上 児	1,640	1,230	820	410
		未設置	乳 児	6,030	4,520	3,010	1,500
			1, 2 歳 児	3,410	2,560	1,700	850
			3 歳 児	1,590	1,190	790	390
			4 歳 以上 児	1,330	1,000	660	330
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	6,180	4,630	3,090	1,540
			1, 2 歳 児	3,560	2,670	1,780	890
			3 歳 児	1,740	1,300	870	430
			4 歳 以上 児	1,480	1,110	740	370
		未設置	乳 児	5,910	4,430	2,950	1,470
			1, 2 歳 児	3,290	2,470	1,640	820
			3 歳 児	1,470	1,100	730	360
			4 歳 以上 児	1,210	910	600	300
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	6,060	4,540	3,030	1,510
			1, 2 歳 児	3,440	2,580	1,720	860
			3 歳 児	1,620	1,210	810	400
			4 歳 以上 児	1,360	1,020	680	340
		未設置	乳 児	5,830	4,370	2,910	1,450
			1, 2 歳 児	3,210	2,410	1,600	800
			3 歳 児	1,390	1,040	690	340
			4 歳 以上 児	1,130	850	560	280
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	5,970	4,470	2,980	1,480
			1, 2 歳 児	3,350	2,510	1,670	830
			3 歳 児	1,530	1,140	760	370
			4 歳 以上 児	1,270	950	630	310
		未設置	乳 児	5,760	4,310	2,880	1,430
			1, 2 歳 児	3,140	2,350	1,570	780
			3 歳 児	1,320	980	660	320
			4 歳 以上 児	1,060	790	530	260

その保育所の 月初日の 定員区分	その保育所の長 が月初日において設 置又は未設置（欠 員・無給）の区分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
			4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	5,780	4,330	2,890	1,440
		1, 2 歳 児	3,160	2,370	1,580	790
		3 歳 児	1,340	1,000	670	330
		4 歳 以上 児	1,080	810	540	270
	未設置	乳 児	5,600	4,190	2,800	1,390
		1, 2 歳 児	2,980	2,230	1,490	740
		3 歳 児	1,160	860	580	280
		4 歳 以上 児	900	670	450	220
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	5,730	4,290	2,860	1,420
		1, 2 歳 児	3,110	2,330	1,550	770
		3 歳 児	1,290	960	640	310
		4 歳 以上 児	1,030	770	510	250
	未設置	乳 児	5,560	4,170	2,780	1,380
		1, 2 歳 児	2,940	2,210	1,470	730
		3 歳 児	1,120	840	560	270
		4 歳 以上 児	860	650	430	210
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	5,690	4,260	2,840	1,410
		1, 2 歳 児	3,070	2,300	1,530	760
		3 歳 児	1,250	930	620	300
		4 歳 以上 児	990	740	490	240
	未設置	乳 児	5,540	4,150	2,770	1,380
		1, 2 歳 児	2,920	2,190	1,460	730
		3 歳 児	1,100	820	550	270
		4 歳 以上 児	840	630	420	210
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	5,650	4,230	2,820	1,400
		1, 2 歳 児	3,030	2,270	1,510	750
		3 歳 児	1,210	900	600	290
		4 歳 以上 児	950	710	470	230
	未設置	乳 児	5,510	4,130	2,750	1,370
		1, 2 歳 児	2,890	2,170	1,440	720
		3 歳 児	1,070	800	530	260
		4 歳 以上 児	810	610	400	200
131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	5,620	4,210	2,810	1,400
		1, 2 歳 児	3,000	2,250	1,500	750
		3 歳 児	1,180	880	590	290
		4 歳 以上 児	920	690	460	230
	未設置	乳 児	5,490	4,110	2,740	1,360
		1, 2 歳 児	2,870	2,150	1,430	710
		3 歳 児	1,050	780	520	250
		4 歳 以上 児	790	590	390	190
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	5,600	4,190	2,800	1,390
		1, 2 歳 児	2,980	2,230	1,490	740
		3 歳 児	1,160	860	580	280
		4 歳 以上 児	900	670	450	220
	未設置	乳 児	5,470	4,100	2,730	1,360
		1, 2 歳 児	2,850	2,140	1,420	710
		3 歳 児	1,030	770	510	250
		4 歳 以上 児	770	580	380	190
151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	5,610	4,200	2,800	1,390
		1, 2 歳 児	2,990	2,240	1,490	740
		3 歳 児	1,170	870	580	280
		4 歳 以上 児	910	680	450	220
	未設置	乳 児	5,490	4,110	2,740	1,360
		1, 2 歳 児	2,870	2,150	1,430	710
		3 歳 児	1,050	780	520	250
		4 歳 以上 児	790	590	390	190
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	5,590	4,180	2,790	1,390
		1, 2 歳 児	2,970	2,220	1,480	740
		3 歳 児	1,150	850	570	280
		4 歳 以上 児	890	660	440	220
	未設置	乳 児	5,480	4,100	2,740	1,360
		1, 2 歳 児	2,860	2,140	1,430	710
		3 歳 児	1,040	770	520	250
		4 歳 以上 児	780	580	390	190
171人 以上	設 置	乳 児	5,570	4,170	2,780	1,380
		1, 2 歳 児	2,950	2,210	1,470	730
		3 歳 児	1,130	840	560	270
		4 歳 以上 児	870	650	430	210
	未設置	乳 児	5,460	4,090	2,730	1,360
		1, 2 歳 児	2,840	2,130	1,420	710
		3 歳 児	1,020	760	510	250
		4 歳 以上 児	760	570	380	190

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月 初日の定員 区分	その保育所の長 が月初日にお いて設置又は未 設置（欠員・無 給）の区分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
				4. 0% 加算分	3. 0% 加算分	2. 0% 加算分	1. 0% 加算分
6/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	円 7,850	円 5,880	円 3,920	円 1,950
			1 , 2 歳 児	5,280	3,960	2,630	1,310
			3 歳 児	3,480	2,610	1,730	860
			4 歳 以 上 児	3,230	2,420	1,610	800
		未設置	乳 児	6,940	5,200	3,470	1,730
			1 , 2 歳 児	4,370	3,280	2,180	1,090
			3 歳 児	2,570	1,930	1,280	640
			4 歳 以 上 児	2,320	1,740	1,160	580
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	6,970	5,230	3,480	1,730
			1 , 2 歳 児	4,400	3,300	2,190	1,090
			3 歳 児	2,600	1,950	1,290	640
			4 歳 以 上 児	2,350	1,760	1,170	580
		未設置	乳 児	6,360	4,780	3,180	1,580
			1 , 2 歳 児	3,790	2,850	1,890	940
			3 歳 児	1,990	1,500	990	490
			4 歳 以 上 児	1,740	1,310	870	430
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	6,540	4,900	3,270	1,630
			1 , 2 歳 児	3,970	2,980	1,980	990
			3 歳 児	2,170	1,630	1,080	540
			4 歳 以 上 児	1,920	1,440	960	480
		未設置	乳 児	6,080	4,560	3,040	1,510
			1 , 2 歳 児	3,510	2,640	1,750	870
			3 歳 児	1,710	1,290	850	420
			4 歳 以 上 児	1,460	1,100	730	360
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	6,460	4,840	3,230	1,610
			1 , 2 歳 児	3,890	2,920	1,940	970
			3 歳 児	2,090	1,570	1,040	520
			4 歳 以 上 児	1,840	1,380	920	460
		未設置	乳 児	6,090	4,560	3,040	1,510
			1 , 2 歳 児	3,520	2,640	1,750	870
			3 歳 児	1,720	1,290	850	420
			4 歳 以 上 児	1,470	1,100	730	360
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	6,230	4,670	3,110	1,550
			1 , 2 歳 児	3,660	2,750	1,820	910
			3 歳 児	1,860	1,400	920	460
			4 歳 以 上 児	1,610	1,210	800	400
		未設置	乳 児	5,930	4,440	2,960	1,470
			1 , 2 歳 児	3,360	2,520	1,670	830
			3 歳 児	1,560	1,170	770	380
			4 歳 以 上 児	1,310	980	650	320
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	6,070	4,550	3,030	1,510
			1 , 2 歳 児	3,500	2,630	1,740	870
			3 歳 児	1,700	1,280	840	420
			4 歳 以 上 児	1,450	1,090	720	360
		未設置	乳 児	5,810	4,350	2,900	1,440
			1 , 2 歳 児	3,240	2,430	1,610	800
			3 歳 児	1,440	1,080	710	350
			4 歳 以 上 児	1,190	890	590	290
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	5,960	4,460	2,980	1,480
			1 , 2 歳 児	3,390	2,540	1,690	840
			3 歳 児	1,590	1,190	790	390
			4 歳 以 上 児	1,340	1,000	670	330
		未設置	乳 児	5,730	4,290	2,860	1,420
			1 , 2 歳 児	3,160	2,370	1,570	780
			3 歳 児	1,360	1,020	670	330
			4 歳 以 上 児	1,110	830	550	270
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	5,870	4,390	2,930	1,460
			1 , 2 歳 児	3,300	2,470	1,640	820
			3 歳 児	1,500	1,120	740	370
			4 歳 以 上 児	1,250	930	620	310
		未設置	乳 児	5,660	4,240	2,830	1,410
			1 , 2 歳 児	3,090	2,320	1,540	770
			3 歳 児	1,290	970	640	320
			4 歳 以 上 児	1,040	780	520	260

その保育所の月 初日の定員 区分	その保育所の長 が月初日にお いて設置又は未 設置（欠員・無 給）の区分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
			4. 0% 加算分	3. 0% 加算分	2. 0% 加算分	1. 0% 加算分
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	円 5,690	円 4,260	円 2,840	円 1,410
		1 , 2 歳 児	3,120	2,340	1,550	770
		3 歳 児	1,320	990	650	320
		4 歳 以 上 児	1,070	800	530	260
	未設置	乳 児	5,500	4,120	2,750	1,370
		1 , 2 歳 児	2,930	2,200	1,460	730
		3 歳 児	1,130	850	560	280
		4 歳 以 上 児	880	660	440	220
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	5,640	4,220	2,820	1,400
		1 , 2 歳 児	3,070	2,300	1,530	760
		3 歳 児	1,270	950	630	310
		4 歳 以 上 児	1,020	760	510	250
	未設置	乳 児	5,470	4,100	2,730	1,360
		1 , 2 歳 児	2,900	2,180	1,440	720
		3 歳 児	1,100	830	540	270
		4 歳 以 上 児	850	640	420	210
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	5,590	4,190	2,790	1,390
		1 , 2 歳 児	3,020	2,270	1,500	750
		3 歳 児	1,220	920	600	300
		4 歳 以 上 児	970	730	480	240
	未設置	乳 児	5,440	4,080	2,720	1,350
		1 , 2 歳 児	2,870	2,160	1,430	710
		3 歳 児	1,070	810	530	260
		4 歳 以 上 児	820	620	410	200
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	5,560	4,160	2,780	1,380
		1 , 2 歳 児	2,990	2,240	1,490	740
		3 歳 児	1,190	890	590	290
		4 歳 以 上 児	940	700	470	230
	未設置	乳 児	5,420	4,060	2,710	1,350
		1 , 2 歳 児	2,850	2,140	1,420	710
		3 歳 児	1,050	790	520	260
		4 歳 以 上 児	800	600	400	200
131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	5,530	4,140	2,760	1,370
		1 , 2 歳 児	2,960	2,220	1,470	730
		3 歳 児	1,160	870	570	280
		4 歳 以 上 児	910	680	450	220
	未設置	乳 児	5,400	4,040	2,700	1,340
		1 , 2 歳 児	2,830	2,120	1,410	700
		3 歳 児	1,030	770	510	250
		4 歳 以 上 児	780	580	390	190
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	5,500	4,120	2,750	1,370
		1 , 2 歳 児	2,930	2,200	1,460	730
		3 歳 児	1,130	850	560	280
		4 歳 以 上 児	880	660	440	220
	未設置	乳 児	5,380	4,030	2,690	1,340
		1 , 2 歳 児	2,810	2,110	1,400	700
		3 歳 児	1,010	760	500	250
		4 歳 以 上 児	760	570	380	190
151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	5,510	4,130	2,750	1,370
		1 , 2 歳 児	2,940	2,210	1,460	730
		3 歳 児	1,140	860	560	280
		4 歳 以 上 児	890	670	440	220
	未設置	乳 児	5,400	4,040	2,700	1,340
		1 , 2 歳 児	2,830	2,120	1,410	700
		3 歳 児	1,030	770	510	250
		4 歳 以 上 児	780	580	390	190
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	5,490	4,110	2,740	1,360
		1 , 2 歳 児	2,920	2,190	1,450	720
		3 歳 児	1,120	840	550	270
		4 歳 以 上 児	870	650	430	210
	未設置	乳 児	5,390	4,030	2,690	1,340
		1 , 2 歳 児	2,820	2,110	1,400	700
		3 歳 児	1,020	760	500	250
		4 歳 以 上 児	770	570	380	190
171人 以上	設 置	乳 児	5,470	4,100	2,730	1,360
		1 , 2 歳 児	2,900	2,180	1,440	720
		3 歳 児	1,100	830	540	270
		4 歳 以 上 児	850	640	420	210
	未設置	乳 児	5,370	4,020	2,680	1,330
		1 , 2 歳 児	2,800	2,100	1,390	690
		3 歳 児	1,000	750	490	240
		4 歳 以 上 児	750	560	370	180

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月末日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
3/100地域	20人まで	設 置	乳 児	円 7,650	円 5,740	円 3,820	円 1,900
			1, 2 歳 児	5,150	3,860	2,570	1,280
			3 歳 児	3,400	2,540	1,690	840
			4 歳 以上 児	3,150	2,360	1,570	780
		未設置	乳 児	6,770	5,080	3,380	1,680
			1, 2 歳 児	4,270	3,200	2,130	1,060
			3 歳 児	2,520	1,880	1,250	620
			4 歳 以上 児	2,270	1,700	1,130	560
	21人から30人まで	設 置	乳 児	6,810	5,100	3,400	1,690
			1, 2 歳 児	4,300	3,220	2,150	1,070
			3 歳 児	2,550	1,900	1,270	630
			4 歳 以上 児	2,300	1,720	1,150	570
		未設置	乳 児	6,220	4,660	3,100	1,540
			1, 2 歳 児	3,710	2,780	1,850	920
			3 歳 児	1,960	1,460	970	480
			4 歳 以上 児	1,710	1,280	850	420
	31人から40人まで	設 置	乳 児	6,370	4,780	3,180	1,580
			1, 2 歳 児	3,870	2,900	1,930	960
			3 歳 児	2,120	1,580	1,050	520
			4 歳 以上 児	1,870	1,400	930	460
		未設置	乳 児	5,930	4,450	2,960	1,470
			1, 2 歳 児	3,430	2,570	1,710	850
			3 歳 児	1,680	1,250	830	410
			4 歳 以上 児	1,430	1,070	710	350
	41人から50人まで	設 置	乳 児	6,290	4,720	3,140	1,560
			1, 2 歳 児	3,790	2,840	1,890	940
			3 歳 児	2,040	1,520	1,010	500
			4 歳 以上 児	1,790	1,340	890	440
		未設置	乳 児	5,940	4,460	2,970	1,480
			1, 2 歳 児	3,440	2,580	1,720	860
			3 歳 児	1,690	1,260	840	420
			4 歳 以上 児	1,440	1,080	720	360
	51人から60人まで	設 置	乳 児	6,070	4,560	3,030	1,510
			1, 2 歳 児	3,570	2,680	1,780	890
			3 歳 児	1,820	1,360	900	450
			4 歳 以上 児	1,570	1,180	780	390
		未設置	乳 児	5,780	4,340	2,890	1,440
			1, 2 歳 児	3,280	2,460	1,640	820
			3 歳 児	1,530	1,140	760	380
			4 歳 以上 児	1,280	960	640	320
	61人から70人まで	設 置	乳 児	5,920	4,440	2,960	1,470
			1, 2 歳 児	3,420	2,560	1,710	850
			3 歳 児	1,670	1,240	830	410
			4 歳 以上 児	1,420	1,060	710	350
		未設置	乳 児	5,670	4,250	2,830	1,410
			1, 2 歳 児	3,170	2,370	1,580	790
			3 歳 児	1,420	1,050	700	350
			4 歳 以上 児	1,170	870	580	290
	71人から80人まで	設 置	乳 児	5,810	4,360	2,900	1,440
			1, 2 歳 児	3,310	2,480	1,650	820
			3 歳 児	1,560	1,160	770	380
			4 歳 以上 児	1,310	980	650	320
		未設置	乳 児	5,580	4,190	2,790	1,390
			1, 2 歳 児	3,080	2,310	1,540	770
			3 歳 児	1,330	990	660	330
			4 歳 以上 児	1,080	810	540	270
	81人から90人まで	設 置	乳 児	5,720	4,290	2,860	1,420
			1, 2 歳 児	3,220	2,410	1,610	800
			3 歳 児	1,470	1,090	730	360
			4 歳 以上 児	1,220	910	610	300
		未設置	乳 児	5,520	4,140	2,760	1,370
			1, 2 歳 児	3,020	2,260	1,510	750
			3 歳 児	1,270	940	630	310
			4 歳 以上 児	1,020	760	510	250

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月末日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設 置	乳 児	円 5,540	円 4,160	円 2,770	円 1,380
		1, 2 歳 児	3,040	2,280	1,520	760
		3 歳 児	1,290	960	640	320
		4 歳 以上 児	1,040	780	520	260
	未設置	乳 児	5,360	4,030	2,680	1,330
		1, 2 歳 児	2,860	2,150	1,430	710
		3 歳 児	1,110	830	550	270
		4 歳 以上 児	860	650	430	210
101人から110人まで	設 置	乳 児	5,490	4,120	2,740	1,360
		1, 2 歳 児	2,990	2,240	1,490	740
		3 歳 児	1,240	920	610	300
		4 歳 以上 児	990	740	490	240
	未設置	乳 児	5,330	4,000	2,660	1,320
		1, 2 歳 児	2,830	2,120	1,410	700
		3 歳 児	1,080	800	530	260
		4 歳 以上 児	830	620	410	200
111人から120人まで	設 置	乳 児	5,450	4,090	2,720	1,350
		1, 2 歳 児	2,950	2,210	1,470	730
		3 歳 児	1,200	890	590	290
		4 歳 以上 児	950	710	470	230
	未設置	乳 児	5,300	3,980	2,650	1,320
		1, 2 歳 児	2,800	2,100	1,400	700
		3 歳 児	1,050	780	520	260
		4 歳 以上 児	800	600	400	200
121人から130人まで	設 置	乳 児	5,420	4,070	2,710	1,350
		1, 2 歳 児	2,920	2,190	1,460	730
		3 歳 児	1,170	870	580	290
		4 歳 以上 児	920	690	460	230
	未設置	乳 児	5,280	3,960	2,640	1,310
		1, 2 歳 児	2,780	2,080	1,390	690
		3 歳 児	1,030	760	510	250
		4 歳 以上 児	780	580	390	190
131人から140人まで	設 置	乳 児	5,390	4,040	2,690	1,340
		1, 2 歳 児	2,890	2,160	1,440	720
		3 歳 児	1,140	840	560	280
		4 歳 以上 児	890	660	440	220
	未設置	乳 児	5,260	3,950	2,630	1,310
		1, 2 歳 児	2,760	2,070	1,380	690
		3 歳 児	1,010	750	500	250
		4 歳 以上 児	760	570	380	190
141人から150人まで	設 置	乳 児	5,360	4,030	2,680	1,330
		1, 2 歳 児	2,860	2,150	1,430	710
		3 歳 児	1,110	830	550	270
		4 歳 以上 児	860	650	430	210
	未設置	乳 児	5,240	3,940	2,620	1,300
		1, 2 歳 児	2,740	2,060	1,370	680
		3 歳 児	990	740	490	240
		4 歳 以上 児	740	560	370	180
151人から160人まで	設 置	乳 児	5,370	4,030	2,680	1,330
		1, 2 歳 児	2,870	2,150	1,430	710
		3 歳 児	1,120	830	550	270
		4 歳 以上 児	870	650	430	210
	未設置	乳 児	5,260	3,950	2,630	1,310
		1, 2 歳 児	2,760	2,070	1,380	690
		3 歳 児	1,010	750	500	250
		4 歳 以上 児	760	570	380	190
161人から170人まで	設 置	乳 児	5,350	4,020	2,670	1,330
		1, 2 歳 児	2,850	2,140	1,420	710
		3 歳 児	1,100	820	540	270
		4 歳 以上 児	850	640	420	210
	未設置	乳 児	5,250	3,940	2,620	1,300
		1, 2 歳 児	2,750	2,060	1,370	680
		3 歳 児	1,000	740	490	240
		4 歳 以上 児	750	560	370	180
171人以上	設 置	乳 児	5,330	4,000	2,660	1,320
		1, 2 歳 児	2,830	2,120	1,410	700
		3 歳 児	1,080	800	530	260
		4 歳 以上 児	830	620	410	200
	未設置	乳 児	5,230	3,930	2,610	1,300
		1, 2 歳 児	2,730	2,050	1,360	680
		3 歳 児	980	730	480	240
		4 歳 以上 児	730	550	360	180

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月 初日の 定員 区分	その保育所の長 が月 初日 にお いて 設置 又は 未設 置（ 欠員・ 無給） の区 分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
その他 地域	20人まで	設 置	乳 児	円	円	円	円
			1 , 2 歳 児	7, 470	5, 600	3, 730	1, 860
			3 歳 児	5, 030	3, 770	2, 510	1, 250
			4 歳 以上 児	3, 320	2, 490	1, 660	830
		未設置	乳 児	3, 080	2, 310	1, 540	770
			1 , 2 歳 児	6, 610	4, 950	3, 300	1, 640
			3 歳 児	4, 170	3, 120	2, 080	1, 030
			4 歳 以上 児	2, 460	1, 840	1, 230	610
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	2, 220	1, 660	1, 110	550
			1 , 2 歳 児	6, 630	4, 970	3, 310	1, 650
			3 歳 児	4, 190	3, 140	2, 090	1, 040
			4 歳 以上 児	2, 480	1, 860	1, 240	620
		未設置	乳 児	2, 240	1, 680	1, 120	560
			1 , 2 歳 児	6, 060	4, 540	3, 020	1, 500
			3 歳 児	3, 620	2, 710	1, 800	890
			4 歳 以上 児	1, 910	1, 430	950	470
	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	1, 670	1, 250	830	410
			1 , 2 歳 児	6, 210	4, 660	3, 100	1, 540
			3 歳 児	3, 770	2, 830	1, 880	930
			4 歳 以上 児	2, 060	1, 550	1, 030	510
		未設置	乳 児	1, 820	1, 370	910	450
			1 , 2 歳 児	5, 790	4, 340	2, 890	1, 440
			3 歳 児	3, 350	2, 510	1, 670	830
			4 歳 以上 児	1, 640	1, 230	820	410
	41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	1, 400	1, 050	700	350
			1 , 2 歳 児	6, 140	4, 600	3, 060	1, 520
			3 歳 児	3, 700	2, 770	1, 840	910
			4 歳 以上 児	1, 990	1, 490	990	490
		未設置	乳 児	1, 750	1, 310	870	430
			1 , 2 歳 児	5, 790	4, 340	2, 890	1, 440
			3 歳 児	3, 350	2, 510	1, 670	830
			4 歳 以上 児	1, 640	1, 230	820	410
	51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	1, 400	1, 050	700	350
			1 , 2 歳 児	5, 920	4, 440	2, 950	1, 470
			3 歳 児	3, 480	2, 610	1, 730	860
			4 歳 以上 児	1, 770	1, 330	880	440
		未設置	乳 児	1, 530	1, 150	760	380
			1 , 2 歳 児	5, 640	4, 220	2, 810	1, 400
			3 歳 児	3, 200	2, 390	1, 590	790
			4 歳 以上 児	1, 490	1, 110	740	370
	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	1, 250	930	620	310
			1 , 2 歳 児	5, 770	4, 330	2, 880	1, 430
			3 歳 児	3, 330	2, 500	1, 660	820
			4 歳 以上 児	1, 620	1, 220	810	400
		未設置	乳 児	1, 380	1, 040	690	340
			1 , 2 歳 児	5, 530	4, 140	2, 760	1, 370
			3 歳 児	3, 090	2, 310	1, 540	760
			4 歳 以上 児	1, 380	1, 030	690	340
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	1, 140	850	570	280
			1 , 2 歳 児	5, 660	4, 240	2, 820	1, 400
			3 歳 児	3, 220	2, 410	1, 600	790
			4 歳 以上 児	1, 510	1, 130	750	370
		未設置	乳 児	1, 270	950	630	310
			1 , 2 歳 児	5, 450	4, 080	2, 720	1, 350
			3 歳 児	3, 010	2, 250	1, 500	740
			4 歳 以上 児	1, 300	970	650	320
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	1, 060	790	530	260
			1 , 2 歳 児	5, 570	4, 180	2, 780	1, 380
			3 歳 児	3, 130	2, 350	1, 560	770
			4 歳 以上 児	1, 420	1, 070	710	350
		未設置	乳 児	1, 180	890	590	290
			1 , 2 歳 児	5, 380	4, 030	2, 680	1, 330
			3 歳 児	2, 940	2, 200	1, 460	720
			4 歳 以上 児	1, 230	920	610	300

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所の月 初日の 定員 区分	その保育所の長 が月 初日 にお いて 設置 又は 未設 置（ 欠員・ 無給） の区 分	月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	事業費単価			
				4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
その他 地域	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円
			1 , 2 歳 児	5, 410	4, 050	2, 700	1, 340
			3 歳 児	2, 970	2, 220	1, 480	730
			4 歳 以上 児	1, 260	940	630	310
		未設置	乳 児	1, 020	760	510	250
			1 , 2 歳 児	5, 230	3, 920	2, 610	1, 300
			3 歳 児	2, 790	2, 090	1, 390	690
			4 歳 以上 児	1, 080	810	540	270
	101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	840	630	420	210
			1 , 2 歳 児	5, 360	4, 020	2, 670	1, 330
			3 歳 児	2, 920	2, 190	1, 450	720
			4 歳 以上 児	1, 210	910	600	300
		未設置	乳 児	970	730	480	240
			1 , 2 歳 児	5, 200	3, 900	2, 590	1, 290
			3 歳 児	2, 760	2, 070	1, 370	680
			4 歳 以上 児	1, 050	790	520	260
	111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	810	610	400	200
			1 , 2 歳 児	5, 320	3, 990	2, 650	1, 320
			3 歳 児	2, 880	2, 160	1, 430	710
			4 歳 以上 児	1, 170	880	580	290
		未設置	乳 児	930	700	460	230
			1 , 2 歳 児	5, 180	3, 880	2, 580	1, 280
			3 歳 児	2, 740	2, 050	1, 360	670
			4 歳 以上 児	1, 030	770	510	250
	121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	790	590	390	190
			1 , 2 歳 児	5, 280	3, 960	2, 630	1, 310
			3 歳 児	2, 840	2, 130	1, 410	700
			4 歳 以上 児	1, 130	850	560	280
		未設置	乳 児	890	670	440	220
			1 , 2 歳 児	5, 150	3, 860	2, 570	1, 280
			3 歳 児	2, 710	2, 030	1, 350	670
			4 歳 以上 児	1, 000	750	500	250
	131人 から 140人 まで	設 置	乳 児	760	570	380	190
			1 , 2 歳 児	5, 260	3, 940	2, 620	1, 300
			3 歳 児	2, 820	2, 110	1, 400	690
			4 歳 以上 児	1, 110	830	550	270
		未設置	乳 児	870	650	430	210
			1 , 2 歳 児	5, 130	3, 850	2, 560	1, 270
			3 歳 児	2, 690	2, 020	1, 340	660
			4 歳 以上 児	980	740	490	240
	141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	740	560	370	180
			1 , 2 歳 児	5, 230	3, 920	2, 610	1, 300
			3 歳 児	2, 790	2, 090	1, 390	690
			4 歳 以上 児	1, 080	810	540	270
		未設置	乳 児	840	630	420	210
			1 , 2 歳 児	5, 120	3, 830	2, 550	1, 270
			3 歳 児	2, 680	2, 000	1, 330	660
			4 歳 以上 児	970	720	480	240
	151人 から 160人 まで	設 置	乳 児	730	540	360	180
			1 , 2 歳 児	5, 240	3, 930	2, 610	1, 300
			3 歳 児	2, 800	2, 100	1, 390	690
			4 歳 以上 児	1, 090	820	540	270
		未設置	乳 児	850	640	420	210
			1 , 2 歳 児	5, 140	3, 850	2, 560	1, 270
			3 歳 児	2, 700	2, 020	1, 340	660
			4 歳 以上 児	990	740	490	240
	161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	750	560	370	180
			1 , 2 歳 児	5, 220	3, 910	2, 600	1, 290
			3 歳 児	2, 780	2, 080	1, 380	680
			4 歳 以上 児	1, 070	800	530	260
		未設置	乳 児	830	620	410	200
			1 , 2 歳 児	5, 120	3, 840	2, 550	1, 270
			3 歳 児	2, 680	2, 010	1, 330	660
			4 歳 以上 児	970	730	480	240
	171人 以上	設 置	乳 児	720	540	360	180
			1 , 2 歳 児	5, 200	3, 900	2, 590	1, 290
			3 歳 児	2, 760	2, 070	1, 370	680
			4 歳 以上 児	1, 050	790	520	260
		未設置	乳 児	810	610	400	200
			1 , 2 歳 児	5, 110	3, 830	2, 550	1, 270
			3 歳 児	2, 670	2, 000	1, 330	660
			4 歳 以上 児	960	720	480	240

(2)加算分事業費単価表

① 保育所事務職員雇上費の加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 40	円 30	円 20	円 10
41人～ 50人	30	20	10	0
51人～ 60人	30	20	10	0
61人～ 70人	20	10	10	0
71人～ 80人	20	10	10	0
81人～ 90人	20	10	10	0
91人～100人	10	10	0	0
101人～110人	10	10	0	0
111人～120人	10	10	0	0
121人～130人	10	10	0	0
131人～140人	10	0	0	0
141人～150人	10	0	0	0
151人～160人	10	0	0	0
161人～170人	10	0	0	0
171人～	10	0	0	0

② 主任保育士専任加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 240	円 180	円 120	円 60
41人～ 50人	190	140	90	40
51人～ 60人	160	120	80	40
61人～ 70人	130	100	60	30
71人～ 80人	120	90	60	30
81人～ 90人	100	80	50	20
91人～100人	90	70	40	20
101人～110人	80	60	40	20
111人～120人	80	60	40	20
121人～130人	70	50	30	10
131人～140人	60	50	30	10
141人～150人	60	40	30	10
151人～160人	60	40	30	10
161人～170人	50	40	20	10
171人～	50	40	20	10

③ 夜間保育所加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
20人まで	円 360	円 270	円 180	円 90
21人～ 30人	240	180	120	60
31人～ 40人	180	130	90	40
41人～ 50人	140	110	70	30
51人～ 60人	120	90	60	30
61人～ 70人	100	70	50	20
71人～ 80人	90	60	40	20
81人～ 90人	80	60	40	20

II「建築物耐震改修促進法」の一部改正法案

平成 25 年 3 月 8 日閣議決定
大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずる。

<予算関連法律案>

◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割（平成 17 年：75％）にする

目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H 17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要。

（現行の耐震基準は昭和 56 年 6 月に導入）

◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

耐震改修促進法の改正(案)

(1)建築物の耐震化の促進のための規制強化

未定稿

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、一定量以上の危険物貯蔵場等のうち**大規模なもの**

平成27
年末ま
で



地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の**避難路沿道建築物**

地方公共
団体が指
定する期
限まで



都道府県が指定する庁舎、避難所等の**防災拠点建築物**



(※)東日本大震災後の
A市役所の損傷状況

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示
(従わない場合には
その旨の公表)

倒壊等の危険性が高い場合
建築基準法による改修命令等

全ての建築物の耐震化の促進

○住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び修繕等をしようとする際の耐震改修の努力義務を創設。

(2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

○新たな耐震改修工法も利用可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大。

支援措置の拡充

■特に多数の者が利用する建築物等に耐震化に対する重点的・緊急的支援(H25当初予算要求)

耐震診断:国1/3 ⇒ 1/2 耐震改修:国11.5%、1/3 ⇒ 1/3、2/5

(通常の社会資本整備総合交付金による国費分を含む助成率。上記の他、社会資本整備総合交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

■住宅の耐震改修等に対する支援の充実・強化(H24補正予算案)

通常の支援に加え、30万円/戸(国:15万円/戸)を追加支援

■耐震改修促進税制(住宅)の拡充(H25年度税制改正案)

○所得税(H29まで延長) H26.4～H29.12の控除限度額を25万円に拡充

○固定資産税(H27まで) 特に重要な避難路沿道にある住宅は2年間1/2減額に拡充

背景

改正案の概要

（南海トラフの巨大地震の被害想定（H24.8 内閣府）：建物被害約 94 ～ 240 万棟，死者数約 3 ～ 32 万人）

○ 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が、市町村新システム事業計画（仮称）に位置付け、地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法律に規定し、現在、法律上の根拠を有しないものについては、法律に事業の根拠（定義）を位置づける。

以下、国土交通省の改正法案の概要

・特に多数の者が利用する大規模な特定建築物等の耐震診断の義務付け及び所管行政庁による耐震診断結果の公表（保育所についての詳細な条件はまだ未定だが、現在考えられているのは、延べ面積 1,500 ㎡以上かつ階数 2 以上、昭和 56 年以前に建築された保育所。

補助率：国 1 / 2

Ⅲ 平成 25 年度保育対策関係予算概算要求

平成 25 年 1 月 30 日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
(平成 24 年度予算)(平成 25 年度予算案)

430,410 百万円 → 461,142 百万円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費 425,625 百万円

待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大(約 7 万人増)に伴う運営費の増。

(2) 待機児童解消促進等事業費 3,071 百万円

- ・家庭的保育事業(保育ママ)
- 利用児童数 1 万人 → 1.3 万人
- 家庭的保育開設準備経費の新設
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 137 百万円
保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 22,528 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

58.0 万人 → 60.2 万人分

(2) 家庭的保育事業(保育ママ)【再掲】
2,916 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 4,841 百万

円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ 143.7 万人 → 延べ 171.8 万人

体調不良児対応型 870 か所 → 898 か所
非施設型(訪問型) 15 か → 15 か所

(4) 休日・夜間保育事業 808 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業 10 万人 → 11 万人

夜間保育推進事業 224 か所 → 252 か所

(5) その他の保育の推進 4,132 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 家庭支援推進保育事業については子育て支援交付金から母子家庭等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施。

(参考) 平成 24 年度補正予算案、予備費による支援

平成 25 年度予算案での事業の他、安心こども基金において以下の支援を実施。

1 待機児童解消のための保育士の確保 438 億円

(平成 24 年度補正予算案)

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業

継続を支援する各種研修等への助成，潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置，認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援，保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付，保育士の処遇改善等を実施する。

① 保育士確保施策の拡充 14 億円

(i) 保育士養成施設新規卒業者の確保

- ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成（保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供，学生を対象とした就職説明会の実施等）

- ・保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成（求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修等）

(ii) 保育士の就業継続支援

- ・新人保育士を対象とした研修費用の助成

- ・保育所の管理者（所長等）を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（保育所内の相談体制，効果的な OJT，メンタルヘルスなどの研修等）

(iii) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

- ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕

- ・潜在保育士の相談・就職あっせん
- ・潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言

- ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応等

- ・保育士養成施設から卒業生に対し，再就職支援機関や再就職支援研修を周知

する費用の助成

② 保育士の資格取得と継続雇用の強化 84 億円

(i) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に，保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成

(ii) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付

※貸付を受けた者が保育所等へ就職して5年間勤務した場合には返済を免除

③ 保育士の処遇改善 340 億円

保育士の処遇改善を図るため，保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）の仕組みを基礎に，処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。

各保育所の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで，保育士の処遇改善と離職防止に結びつける。 ※ 交付対象：私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）

2 保育や地域の子育て支援の充実等

118 億円

（平成24年度補正予算案）

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業の機能強化等により，地域の子育て支援の充実を図る。

また，従来子育て支援交付金において行ってきた事業について，子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し，安心こども基金に移行して拡充する。

① 認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。

※ 認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善。

② 地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

③ 一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

④ へき地保育事業の実施要件の緩和
実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

3 待機児童解消のための保育所整備等 1,118億円

(平成24年度予備費)

待機児童の解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行に向けた電子システムの整備を実施する。

※ 待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受け入れ定員増)など

(参考資料1) 安心こども基金の積み増し・延長について

24年度補正予算(案)557億円
各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を

行う。

待機児童解消のための保育士の確保
438億円

保育士の人材確保に向けて、

- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の処遇改善等を実施

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善

- ・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

① 地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設

② 一時預かり事業の機能強化

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設

③ へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対す

る就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・ 児童養護施設等の生活環境の改善
- ・ 児童相談所の改修や備品整備等の環境改善，地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・ 東日本大震災により被災した子どもへの支援

(参考) 予備費 1,118 億円

待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を 積み増し・延長

- ・ 待機児童解消を目指す保育所等の整備（年間約 7 万 人の受入れ定員増）
- ・ 認定こども園の整備
- ・ 子育て支援のための拠点施設の整備
- ・ 放課後児童クラブの設置促進のための整備
- ・ 子ども・子育て支援新制度施行に向けた電子システム の整備

Ⅳ 子ども・子育て 3 法

平成 24 年 8 月 10 日

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもの対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

2

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆ 3 法の趣旨

自公民 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



3

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



4

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

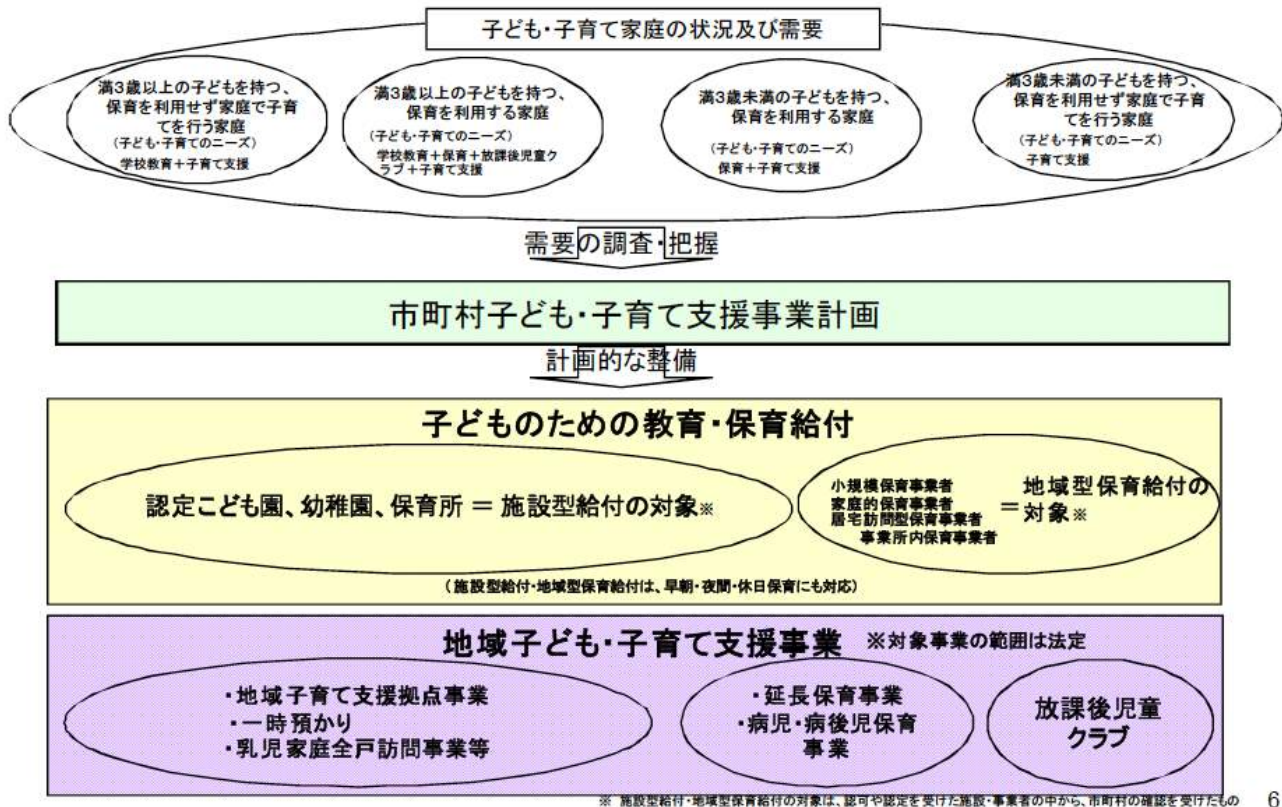
■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

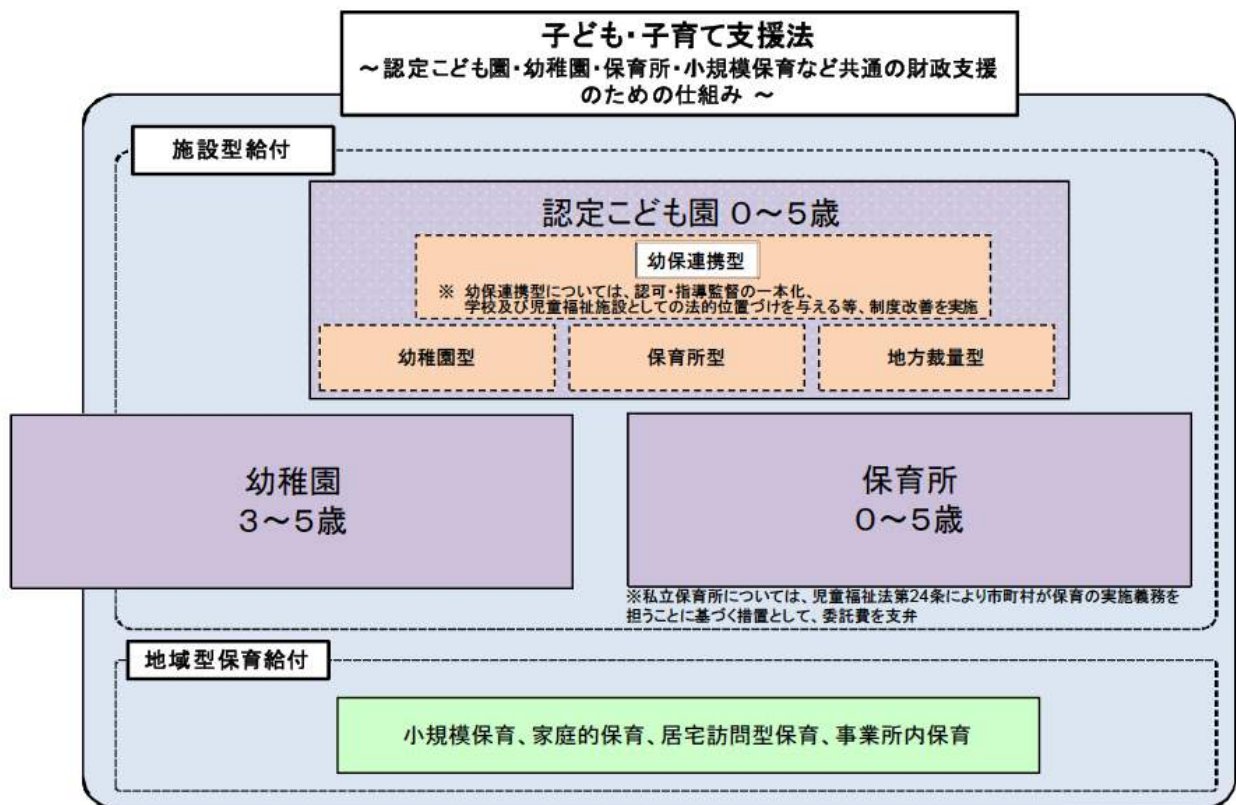
※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題

5

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



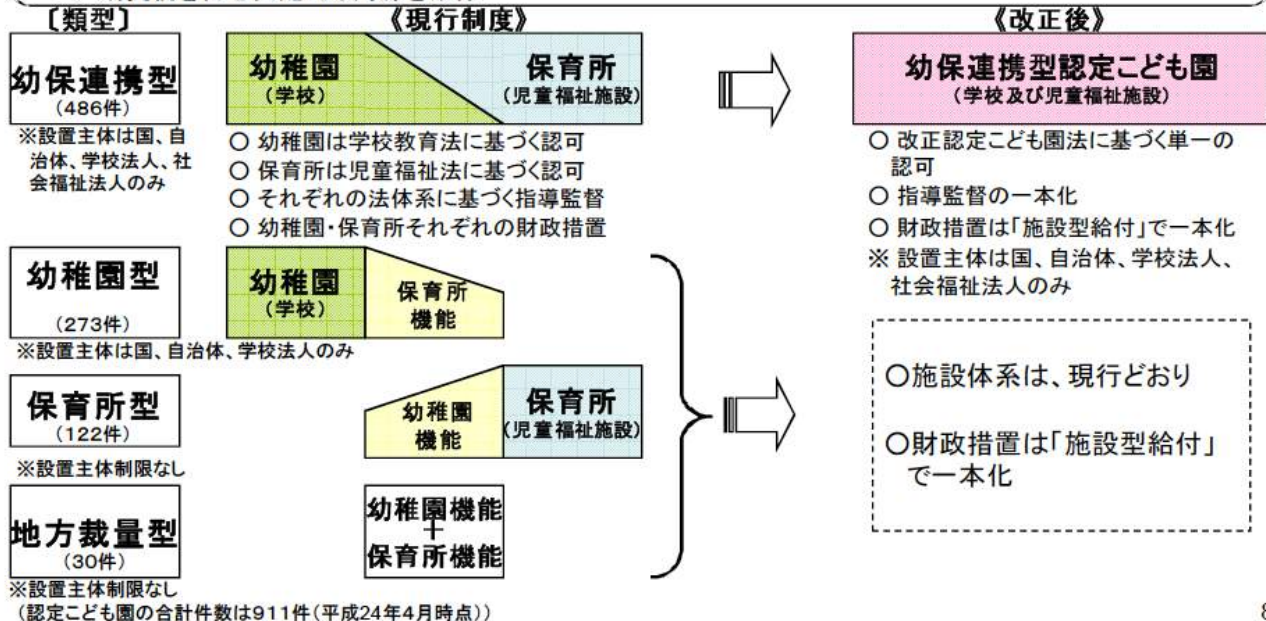
6



7

認定こども園法の改正について

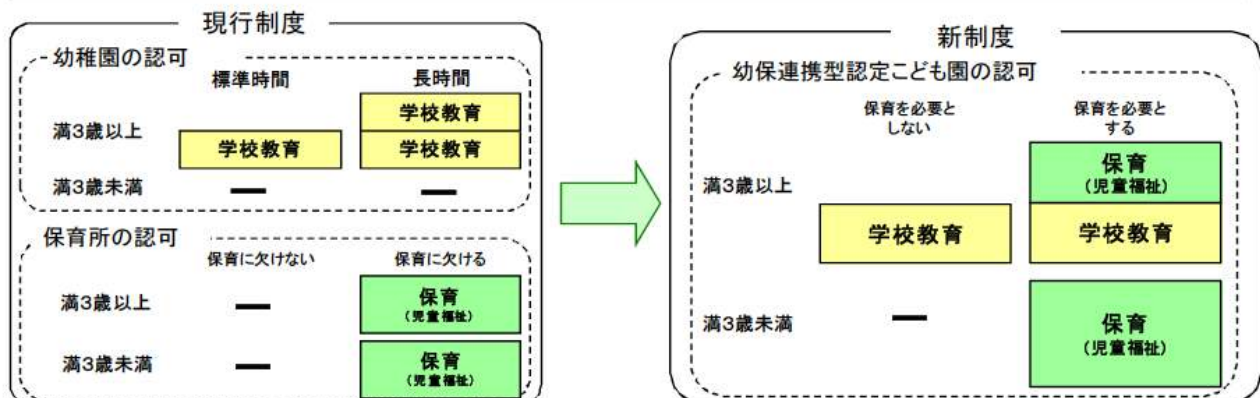
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



8

新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



9

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議） ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

10

	新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について（続き）
研修	（公立）研修の充実が図られる（教育基本法9条）、研修機会の付与、職専免研修等 （私立）研修の充実が図られる（教育基本法9条）
政治的行為の制限	（公立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法14条2項） 〔教員〕国家公務員と同様の制限（所属地方公共団体内外に関わらず制限） （私立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法14条2項）
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

（主な経過措置等）

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

11

現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

＜現行制度＞		＜新制度＞	
	現行の幼保連携型認定こども園		新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法		認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)		都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し		立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準		幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)		施設型給付(市町村)が基本
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)		市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

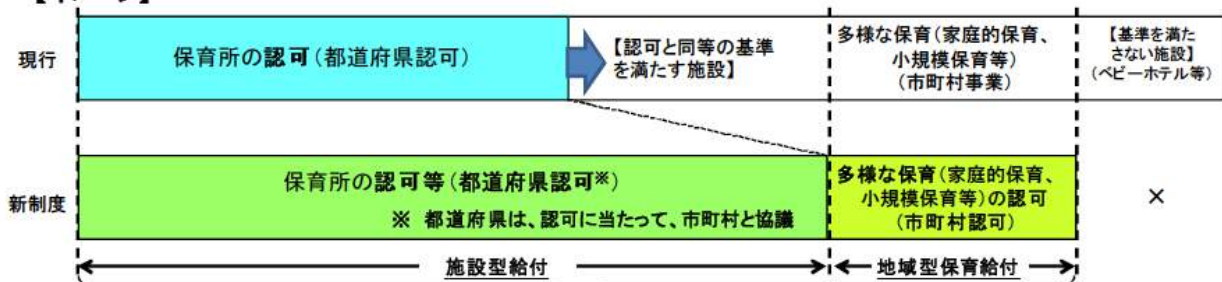
12

保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上で確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

13

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

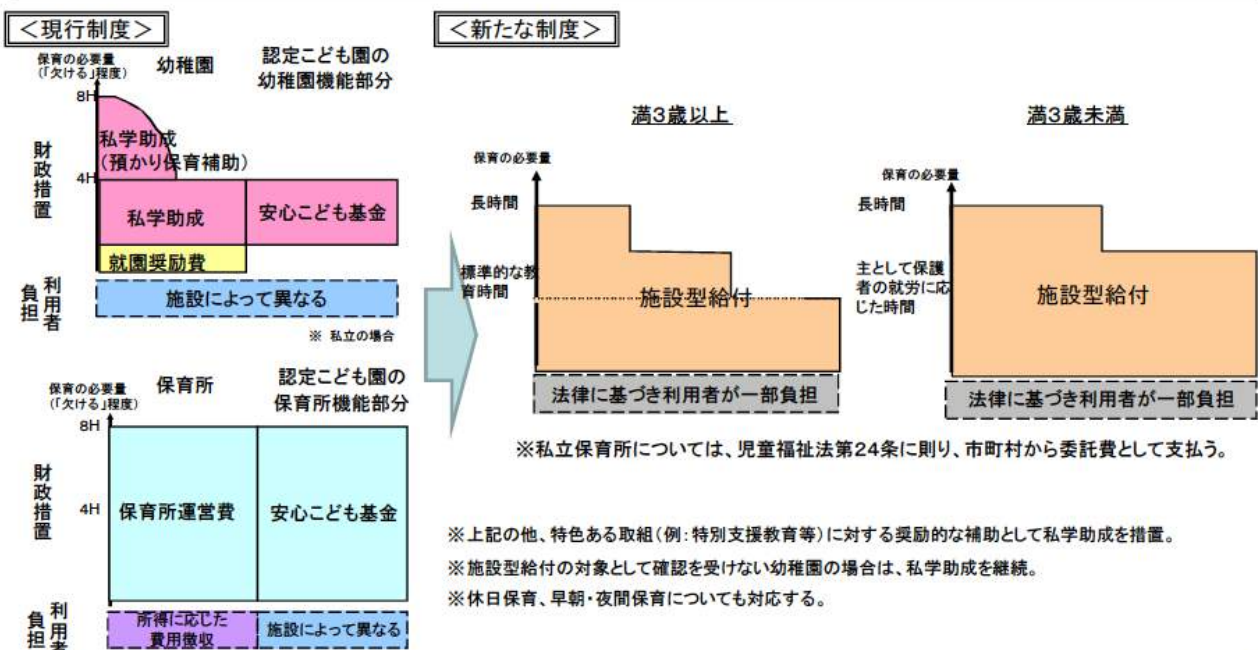
〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

14

施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



15

本制度での保育に関する市町村の役割(イメージ)

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

改正後の児童福祉法

- ◎市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、**保育所において保育しなければならない**。※私立保育所には、施設型給付に代えて市町村より委託費を支払い
- ◎市町村は、**認定こども園、家庭的保育事業等**により、保育を必要とする子どもに対し、**必要な保育を確保するための措置を講じなければならない**。

➡ 保育所以外による保育に関するただし書きを削除し、地域のニーズに応じた手段で全ての子どもに保育を保障

- ◎市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。



◎市町村による**利用調整**

- ◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、**市町村による保育の利用勧奨、支援、措置**
- ◎やむを得ない事由により利用できない子どもに対する**市町村による保育の措置**

子ども・子育て支援法

- ◎**全市町村**における**市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】**
- ◎施設型給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化
- ◎市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施
 - ・市町村の関与の下での適切な契約の締結
 - ・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援
- ◎質の確保された給付の提供

18

公的契約と市町村による関与について

- 市町村は、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

【保育の必要性の認定を受けない子ども】

- 保護者が選択した施設・事業者申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

【保育の必要性の認定を受けた子ども】

- ①利用に当たっての支援、調整
 - 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
 - 市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。
 - ・保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
 - ・特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
 - ・それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
- ②市町村による措置
 - 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。
 - 上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。

19

地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

20

地域型保育給付の創設(続き)

地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
 - 都市部での小規模な拠点の整備を推進（例：余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用）
 - ⇔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等（※認定こども園・幼稚園・保育所）との連携を確保（分園を含む）
 - ※ 連携先認定こども園等の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
 - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定する。

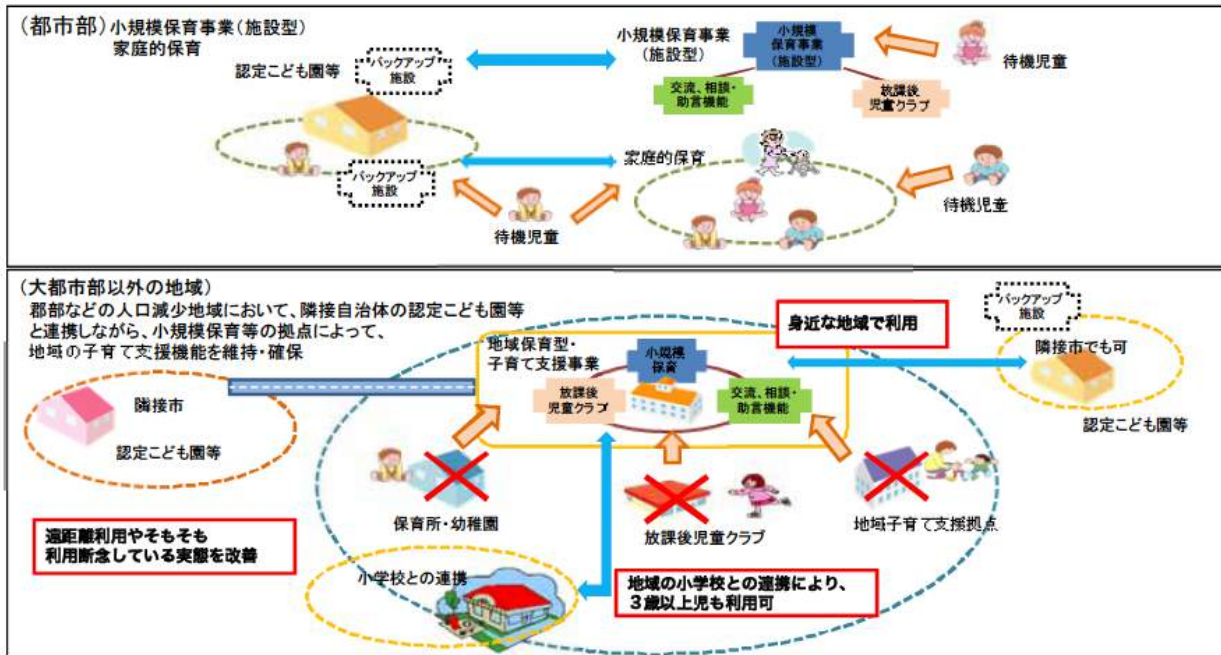
一般市町村における地域型保育の展開（多機能型）

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保
- 認定こども園等と連携の確保（連携先認定こども園等の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。）
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
 - 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
 - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

21

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



22

本制度における利用者負担について

本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

23

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
 - ・ 利用者支援
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

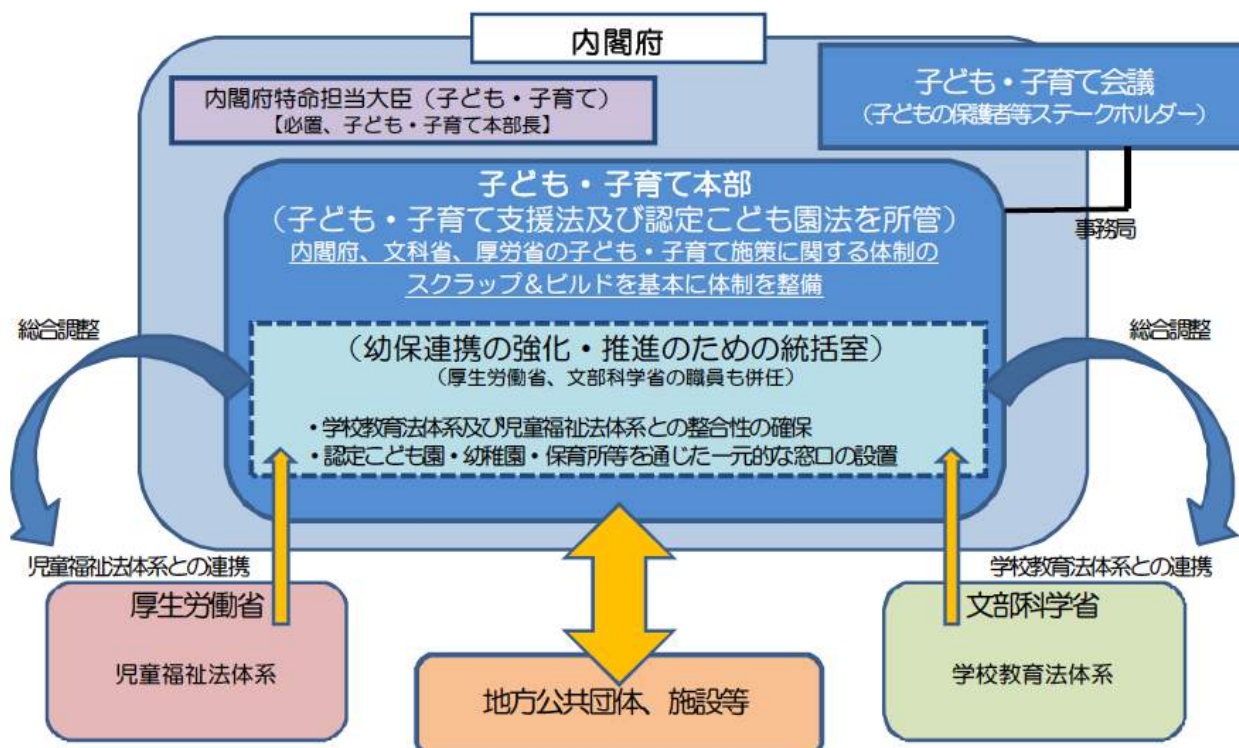
24

国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。
その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

25

内閣府を中心とした一元的体制（イメージ）



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

26

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議

など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

27

子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖学院顧問
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		聖籠町長

○子ども・子育て会議 専門委員

稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)
(平成25年4月9日付発令)

28

子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

- 厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援（全ての人が参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力）を踏まえ、
- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - ② 医療・介護等のサービス改革
 - ③ 年金改革
 - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

- ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
- ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

29

II 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

III 年金 ～0.6 兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充（最優先課題である待機児童解消等）、質の改善（職員配置の改善・処遇改善等）に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」（平成25年4月設置）などにおける議論を踏まえ検討。

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法（抄）

附 則

（財源の確保）

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て支援施策に係る費用推計＜現物給付の費用区分別＞

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度末まで給付総額は増加するが、それ以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 平成24年3月「社会保障に係る費用の将来推計」に基づく給付費ベースの推計。(GDPによる変動は反映していない。)

* 認定こども園等の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべて認定こども園等として計上している。

32

これまでの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

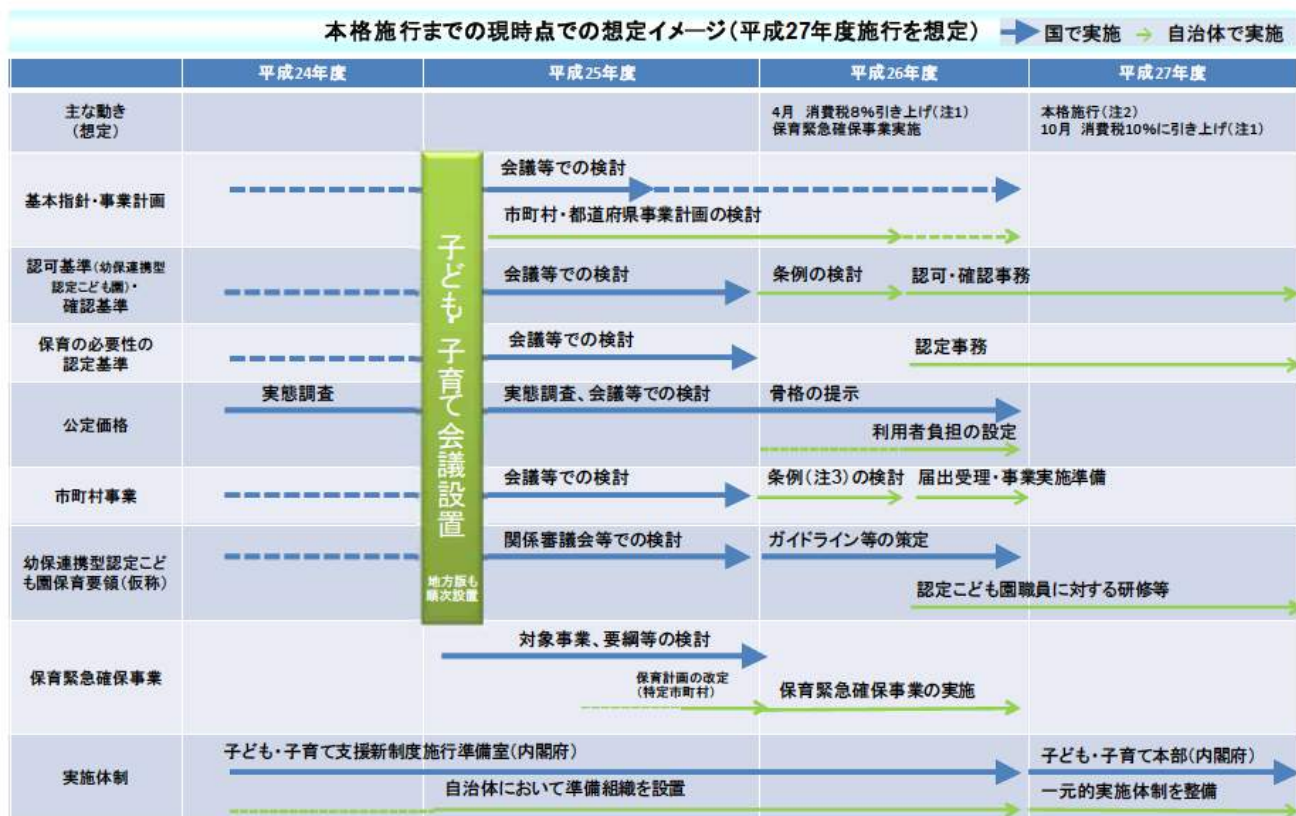
7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

33



(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

34

認定こども園法の一部改正法の概要

趣旨： 幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の手续(認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定)、教育及び保育の内容

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義
(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)
- ◆ 教育及び保育の目標及び内容(幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定等)、入園資格
- ◆ 設置者(国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人)
- ◆ 設備及び運営の基準(国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める)
- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員(園長、保育教諭等)
- ◆ 職員の資格(保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等)
- ◆ 設置廃止等の手続(認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可)、指導監督
- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

(4) その他

- ◆ 主務大臣、検討規定(幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等)、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

施行日： 子ども・子育て支援法の施行の日から施行(※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行)

35

子ども・子育て支援法の概要

趣旨: 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要:

- (1) 総則
 - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定(市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務)、定義規定 【第1条～第7条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
 - ◆ 子どものための現金給付(児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。) 【第8条～第10条】
 - ◆ 子どものための教育・保育給付(支給認定(要保育認定等)、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担) 【第11条～第30条】
- (3) 給付対象施設・事業者(施設型給付:認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付:家庭的保育・小規模保育等)
 - ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
 - ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
 - ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
 - ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等 【第59条】
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
 - ◆ 国の基本方針(子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等)、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) 費用等
 - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主提出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める) 【第65条～第71条】
- (7) 子ども・子育て会議等
 - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第72条～第77条】
- (8) 雑則【第78条～第82条】
- (9) 罰則【第83条～第87条】
- (10) 附則
 - ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日: 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行 【附則第1条】

36

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

趣旨: 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

概要:

- (1) 児童福祉法の一部改正
 - ① 児童福祉法第24条の改正
 - ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
 - ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - ◆ 利用のあっせん、要請
 - ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
 - ◆ 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)
 - ② 保育所の認可制度の改正
 - ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - ③ 小規模保育等の認可を規定
 - ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定(規定内容は保育所の認可と同様)
 - ④ 放課後児童健全育成事業の改正
 - ◆ 対象年齢の見直し(おおむね10歳未満の小学生→小学生)
 - ◆ 基準の法定(具体的基準は条例制定、人的要件(従事する者・員数)は従うべき基準)等
- (2) 内閣府設置法の一部改正
 - ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
 - ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

施行日: 子ども・子育て支援法の施行の日から施行(※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行)

37

修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

- 附則
(検討)
- 第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法(抄)

- 附則
(検討)
- 第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (財源の確保)
- 第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

* 下線部分が修正協議を踏まえ追加された規定

38

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

39

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることに十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

40

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

(2/3)

41

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
 - 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
 - 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
 - 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
 - 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
 - 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
 - 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。
- 右決議する。

(3/3)

42

社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
 - 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
 - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
 - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
 - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
 - 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
 - この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
 - 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。
 - その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
 - 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。
- ③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。

43

社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。
- ⑤ その他、法案の附則に所要の検討事項を盛り込む。
- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため、安定財源確保に努めるものとする。
 - 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

44

【認定こども園法の一部改正のポイント】

参考

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)
- また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

〈認定こども園法の一部改正〉

〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 罰則

〈参考: 総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格 等
- (3) 総合こども園の設置等
・設置者: 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人
・区分経理・配当制限
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督 等
- (4) 総則 (5) 罰則 (6) 附則

- (1) 認定こども園法の目的規定の改正
・幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
・認定の手続、教育及び保育の内容
※幼稚園型、保育所型、地方裁量型は、現行通り。
※認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可等
・幼保連携型認定こども園の定義、
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格
・設置者: 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続、指導監督、名称の使用制限、罰則 等
※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない
※認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- (4) その他
・主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等
・附則に次の検討事項を盛り込む。
・幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方を検討。
・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

45

【子ども・子育て支援法の議員修正ポイント】

参考

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定
 - ・ こども園給付
 - こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付
 - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者(指定制)
 - ・ 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
- 子ども・子育て支援事業計画
- 費用等
- 子ども・子育て会議等
- その他
 - ・ 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。



- 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定
 - ・ 施設型給付
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。
 - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者
 - ・ 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 市町村が利用者支援を実施する事業を明記。
- 修正なし
- 修正なし
- 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- 附則に次の検討事項を追加。
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
 - ・ 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
 - ・ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため安定財源確保
 - ・ 次世代育成支援対策推進法の延長の検討

46

【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】

参考

- 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- 認定こども園法の廃止
- 児童福祉法の一部改正
 - 各事業の定義の明記
 - ・ 保育所は満3歳未満児を保育する施設
 - ※満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
 - 児童福祉法第24条の改正
 - ・ 市町村の保育の提供体制の確保義務
 - ・ 利用のあっせん・要請
 - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ・ 虐待等の入所の措置
- 保育所の認可
- 小規模保育等の届出



- 認定こども園法の廃止規定の削除
- 児童福祉法の一部改正
 - 各事業の定義の明記
 - ・ 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設
 - 児童福祉法第24条の改正
 - ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
 - ・ 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - ・ 利用のあっせん、要請
 - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
 - ・ 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)
 - 保育所の認可制度の改正
 - ・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - 小規模保育等の認可を規定
 - ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定(規定内容は保育所の認可と同様)
- 内閣府設置法の改正
 - ・ 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- その他所要の改正

47

子ども・子育て支援

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

【主な内容】

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善、普及の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実



2 東京都の動き

1 保育所へのサービス推進費補助の監査結果を受けて

保育所に交付される東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助（以下、サービス推進費補助）について、東京都監査事務局が平成23年度（監査範囲は平成21・22年度実績）と平成24年度（同、平成22・23年度実績）に実施した財政援助団体等監査の結果、平成23年度監査では、21年度実績で16団体中12団体が不適正との指摘が行われました。

そして平成24年度監査においても、22年度実績が同様の結果であることが、2月下旬頃には公表される模様です。

つきましては以下をよくお読みいただきました上、各保育所におきまして緊急点検の実施を要請します。

1 財政援助団体等監査とは

この監査は、東京都民の代表として、東京都知事の指揮監督から独立した監査委員が、東京都の事務執行の正否や適否を調べるものであり、いわば都民の税金の使われ方がチェックされるものです。その結果は毎年、東京都議会に対して報告が行われるとともに、マスメディアや都民全般にも公表されています。

2 監査結果から問われること

監査対象は東京都監査事務局が任意に抽出した団体で、その団体数は、東京都内の保育所全体からすればその一部に過ぎませんが、その抽出の中から、いずれの年度でも多くの割合で不適正な事例が認められるとの指摘がなされ

た事実、都民の税金の使われ方という視点からみて、認可保育所への社会的信頼、及び社会福祉法人への社会的信頼を損ないかねない事態です。これは、一施設あるいは一法人における事案との範囲を超えて、東京都内の認可保育所全体、ひいては東京都内の社会福祉法人全体に対する都民の失望や批判を招きかねない重大な事案であると考えます。

3 サービス推進費補助の経緯

サービス推進費補助は、おもに社会福祉法人が交付対象の制度であり、特に保育所の場合、社会福祉法人による認可保育所でなければ実施できない、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスを確保するという趣旨によるものです。

この制度の源流は、1973（昭和48）年実施の公私格差是正事業であり、経験豊かなベテラン保育士などの社会福祉従事者が長く働き続けられるよう、多くの社会福祉施設関係者による長年の運動により実現しました。

厳しい都財政の中、サービス推進費補助の維持・発展にあたっては、社会福祉施設における熱意と創意工夫はもちろんのこと、福祉保健局による理解と相互の信頼関係の上に成り立っているといえます。

しかし、今回の監査結果を受けて、福祉保健局からは「今回の監査結果は福祉保健局と社会福祉法人との信頼関係に重大な影響を及ぼしかねない」との厳しい指導を受けているところであり、今後、相互の信頼関係が危うくなりかねないとの危機感をもっています。

4 今後の対応

加えて、来年度以降、平成23年度分及び平成24年度分を対象とした監査が継続されたり、より多数の保育所を対象とした監査が行われる可能性もあります。そこで、東京都社会福祉協議会保育部会と東京都民間保育園協会、東京都社会福祉協議会の三者は、この問題に対応するため「サービス推進費補助申請適正化委員会」を設置し、保育所による自主的な改善が緊急に行われるよう、必要な取り組みの実施について確認し、福祉保健局の了承を得ました。

5 各保育所で実施していただきたいこと

つきましては、今後、各保育所で以下の要領による緊急点検を実施することを要請いたします。

① 平成23年度分及び平成24年度分の、サービス推進費補助申請・精算の内容（実施回数や利用人数や、金額等）が要綱通り確実に実施したものであるかを至急点検願います。特に、監査では、保管書類や写真、名簿など事業の実施を裏付ける根拠資料類の不備が指摘されていることから、これらが記録・保管されているかを自己点検してください。

② ①を行った結果、申請書類に記録した数値が実際の実績と異なる、また記録漏れや紛失あるいは事業の中止又は未実施などの理由により、実施したことを裏付ける記録や資料が存在しない場合、その分の補助金を返還するなど、自主的な修正について検討・実施してください。

③ 点検は、事務担当者のみで行うのではなく、園長または理事長の責任により、複数の役職員によって実施してください。

④ 以上の点検を、早期に実施すると

ともに、平成25年3月末までに完了してください。

⑤ 補助金の返還が生じた際の返還方法・時期については、福祉保健局と調整のうえ、改めて通知します。

またこの点検と、必要に応じた修正・返還が円滑に実施されるよう、東京都社会福祉協議会保育部会と東京都民間保育園協会では、相互に連携・協力しながら、今後以下の事業を実施することを確認いたしました。

① 説明会や学習会の開催 ※開催決定次第別途お知らせいたします。

② 自己点検表（申請適正化委員会版）の配布 ※2月上旬に郵送の予定です。

③ 臨時のファックス相談の実施 ※別紙参照。

④ その他情報提供の実施

※申請事務説明会（東社協保育部会主催）は、すでに本年1月15日及び1月25日（同日2回開催）の延べ3回実施しており、約400ヶ所の保育所より500名の役職員が参加しました。

なお、この緊急点検において、福祉保健局が発行する要綱等のマニュアル（下記枠内参照）で十分確認をした上で、さらに疑問等がある場合には、別紙のファックス相談質問票に、質問したい内容を簡潔にご記入の上、ご案内のファックス番号（03-3268-0635）にお送りください。

その際、①かならず自己点検を行うとともに、②東京都福祉保健局少子社会対策部が作成の『東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）Q & A』をかならず読み、まずその内容を調べてください。

3 区市町村の動き

● 保育の基準と地域格差（再掲）

(1) 0 歳児保育面積について

都内各区市町村では、0 歳児の必要面積を 5 m²としているが、江戸川、目黒が 3.3 m²を可としている。逆に調布は 5.5 m²としている。

なお、定員外入所、年度途中入所については、昭島、あきる野、羽村、府中、武蔵村山、日の出、瑞穂、奥多摩が 3.3 m²を可としている。

(2) 1 歳児の配置について

1 歳児の職員配置は、一般的に児童 5 人に対し保育士 1 名としているが、江戸川、あきる野、八王子、日の出、瑞穂、奥多摩が児童 6 人に対し保育士 1 名で可としている。

(3) 10 人区分加算について

国の保育単価の 10 人区分制が実現したことにより、現在、（区？）市町村では子育て推進交付金の 10 人区分加算と二重加算になっているが、江戸川、府中が二重加算を解消している。

(4) 地域手当について

地域手当は都内各区市町村で 0 % 地域（その他の地域）～ 18 % 地域（特別区）までであるが、これについても子育て推進交付金の「一般保育対策費」で加算されており、二重加算となっているが、これについての調整の有無は情報がない。また、従来の級地加算では都内全域 12 % 加算（特別区加算）で是正されていたのに対し、現状では地域格差が著しいが、これの調整の情報も

ない。

4 羽村市の動き

● 公立保育園民営化

かやの実社事業報告、かやの実保育園事業報告に記載。

● 認可保育所整備

かやの実社事業報告、かやの実保育園事業報告に記載。

かやの実社 24 年度 事業報告

かやの実社保育理念

かやの実社は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基づき設立され、保育所を運営している。両親にとって大切な子を預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、家庭と相談、協力し合って、子ども達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

子どもは人類の宝、私たちの未来。子どもは非常に不安定な存在であるとともに、無限の可能性を持っている。本法人では、創立以来卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」と。

そのように育てるのは私たち大人の義務であり、責任でもある。

かやの実保育園では、生まれ育った日本の文化を後の世に伝えるだけでなく、地球の上には沢山の民族があり異なった文化があることに目を向け、理解し合い認め合い、交流していくことの大切さも、子どもたちに伝えていきたいと考えている。

かやの実社基本方針

- 1 ひとりひとりを大切にする
- 2 保育園の日課、生活リズムを大切にする
- 3 日本民族の伝承の歌として「わらべうた」をこどもたちに伝える
- 4 日本の伝承文化、和太鼓を子どもたちに伝える
- 5 異年齢保育を行う
- 6 食育と調理保育を行う
- 7 地域支援を行う
- 8 異文化交流を行う

Ⅰ. 理事会開催状況

1. 平成 24 年度第 1 回理事会

出席理事 9 名、出席監事 2 名

日時：平成 24 年 5 月 28 日(月)

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案：監事監査報告・決算案

第 2 号議案：平成 23 年度事業報告案

第 3 号議案：法人会計第三次補正予算案

第 4 号議案：さくら保育園プール・ザル応募

結果：第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案、第 4 号議案

すべて全員一致で可決承認

2. 平成 24 年度第 2 回理事会

出席理事 9 名、出席監事 2 名

日時：平成 24 年 9 月 20 日(水)

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案：さくら保育園プール・ザル応募

第 2 号議案：第一次補正予算案

第 3 号議案：役員改選案

第 4 号議案：保育室加湿器設置案

第 5 号議案：定款細則改正案

結果：第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案は全員一致で可決承認

3. 平成 24 年度第 3 回理事会

出席理 7 名、出席監事 2 名

日時：平成 24 年 11 月 19 日(月)

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案：さくら保育園プロポーザル結果

第2号議案：就業規則改正案

結果：第1号議案は全員一致で可決承認，第2号議案は継続審議。

4. 平成24年度第4回理事会

出席理事8名，出席監事1名

日時：平成25年2月4日(月)

午前10時30分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案：さくら保育園プロポーザル結果

第2号議案：就業規則改正案

第3号議案：施設会計第二次補正予算案

結果：第1号議案，第2号議案は全員一致で可決承認

5. 平成24年度第5回理事会

出席理事9名，出席監事2名

日時：平成25年5月29日(水)

午前10:30分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案：平成25年度事業計画案

第2号議案：法人会第第二次補正予算案

第3号議案：施設会第三次補正予算案

第4号議案：経理規定改定案

結果：第1号議案，第2号議案，第3号議案，第4号議案はすべて全員一致で可決承認

II. 社会福祉法人かやの実社の運営する施設と事業

1. かやの実保育園

東京都羽村市栄町2丁目1番地の5

① 認可保育所 かやの実保育園

② わらべの実

③ 老人施設交流事業

④ 年末保育

平成24年度かやの実保育園事業報告書記載。

2. さくら保育園

平成24年，プロポーザル業者選定会議により，かやの実保育園が選定された事に伴い，施設ならびに土地の施設を実施した。

3. わらべうたと遊びの広場「花いちもんめ」

かやの実保育園1階ホールで実施

平成24年度かやの実保育園事業報告書記載。

III. 中長期事業

1. かやの実保育園メンテナンス計画の策定。

2. さくら保育園改築計画の策定

3. 社会福祉法人かやの実社長期資金計画の策定

かやの実保育園 24 年度 事業報告

1. 平成 24 年度児童入園決定状況

表 1 平成 24 年度入所状況

クラス	24 年度市定員	24 年度本園定員	23 年度末人数	最大受入数	24 年度入所決定数
0 歳	9 6	1 2	1 4	1 4	1 4
1 歳	1 5 2	1 8	2 0	2 0	2 0
2 歳	1 9 1	2 0	2 2	2 2	2 2
3 歳		2 0	2 2		2 1
4 歳		2 0	2 2		2 2
5 歳	7 8 2	2 0	2 2	6 6	2 2
合計	1, 2 2 1	1 1 0	1 2 2	1 2 2	1 2 1

＊ 4 月当初より最大受入数 122 名であった。

＊ 9 月末日 4 歳児 1 名退園，全体人数 121 名となる。

＊ 10 月末日 3 歳児 1 名退園，全体人数 120 名となる。

＊ 12 月 1 日付けで 4 歳児 1 名入園，全体人数 121 名となる。

2. 保育をめぐる羽村市の状況

(1) 羽村市の状況について

羽村市では保育需要の拡大に伴い，毎年保育定員枠の拡大を行ってきた。そのため，年度当初は待機児が少ない状況が続いていたが，平成 22 年度においては 31 名と 21 年度に比べ 3 倍以上に増えている。（21 年度は 9 名）

平成 23 年度には玉水保育園と本園が新園舎になり定員増，たつのこ保育園が定員変更し 10 名増になったため待機児解消になったと市は報告している。（玉水保育園 6 名増，かやの実保育園 20 名増）合計 36 名定員増となった。

(2) 羽村市保育関連予算

市長の施政方針通り従来の保育予算額を 25 年度まで確保の見込みである。加えて，

新規事業として，保育展関連公立保育園参加費（4 万円）を創設し，継続されている。25 年度においては公立保育園 2 園になるため 2 万円となる。以後の予算枠については

景気回復次第という。

現在，羽村市内の私立保育園は築 30 年以上の園舎

が 3 園ある。平成 23 年度は富士見第一保育園の建て替え，24 年度中に富士見第二保育園の建て替え決定，25 年度着工。羽村市の長期計画において，25 年度富士見第二保育園，26 年度西（現まつぼっくり）保育園，東（現あおぞら）保育園，27 年度さくら保育園，私立保育園（たつのこ or まつの木予定）と記載されている。

(3) 公立保育園の民営化

羽村市は平成 22 年度，市立保育園 4 園の民営化を決定した。民営化のガイドラインをはむら広報等で市民にも報告した。23 年度，西保育園エントリー，最終選考にて落選 2 4 年度，さくら保育園エントリー，受託決定

11 月 1 日，第一次選考審査通過通知（エントリー園 2 園中 2 園が通過）

11 月 22 日，現地審査選定委員会委員 5 人と事務局（市職員 3 名）来園

11 月 24 日面接審査，プレゼンテーション 20 分

12 月 20 日，運営事業候補者に決定

1 月 27 日，2 月 1 日さくら保育園保護者説明会 20 家庭出席

＊ 90 名定員のところ 64 名，家庭数 46 家庭。保護者説明会の対象家庭は 0 ～ 3 歳児クラス。4，5 歳児クラスは 24 名。2

日間の説明会で 20 家庭は少なく思えたが計算上は殆ど全家庭が説明会に出席している。

3, 児童定員

羽村市の保育需要が未だ拡大しつつある状況で、本園は常に定員を上回っての入所であり、新園舎建て替えに伴い、定員変更を行なった。90 名定員から 110 名定員に変更した（90 名定員の所 106 名入園していたため）が、23 年度新園舎での保育開始時既に、各クラスの最大面積受け入れ人数の入所が決定し、122 名となる。しかし、幼児については公立保育園で定員割れしているため、今後は退園児が出た場合の幼児クラス児入園はないのではないか、と予想される。

4, 職員定員

(1) 平成 24 年度職員体制

職員定員 26 名 正規職員 25 名 常勤的職員 0 名 園医 1 名 その他数名
予定職員 38 名 正規職員 26 名 常勤的職員 1 名 園医 1 名 その他 10 名

5, 実施事業

(1) 地域支援事業, 地域との関わり

①子育て相談室, わらべうたとあそびの広場「花いちもんめ」

子育て相談事業では、実際には相談内容の中心は保育所への入所問題である。

「花いちもんめ」の広場に来るお母さんの相談内容は育児不安が多く、あふれる情報に戸惑ったり、育児書通りに育てようとしてつまずいたりしている。本園としてはこのような不安を少しでも取り除けるよう保育士、看護師、栄養士と共に協力し

合い支援をすることで子育ての手助けをする。

現在わらべうたとあそびの広場の事業はパートナー登録者が 301 名、平成 24 年度 71 名の登録があった。月 1 回（年間 11 回 8 月なし）の活動であるが 20 ～ 30 組の親子が常時参加している。

羽村市保育展において各保育園の出前保育を行なっている。毎年、午後の出前保育は参加者が少なかったが、保育展が地域に定着し、広場への参加者が増えている。24 年度の保育展出前保育は午前 2 回、午後 1 回、と回数を増やし市内私立保育園全園で協力し合う。今後も続けていく。

＊各月の活動内容等詳細は担当者資料参照。

広報誌の名前を広場同様「花いちもんめ」とし、近隣のパン屋さんや栄町診療所、ファミリーレストランなどに置いてもらい、地域の方が自由に手にとって見られる情報誌作りをした。

22 年度までは園内に広場を設定するスペースがないため、栄会館を借り、出前保育として行なってきた。23 年度、新園舎になり、園内で広場事業を行なうことが出来るようになり、さらにたくさんの方が参加するようになった。この事を踏まえ、C 型の広場事業として羽村市に申請したが予算が下りず、4 年連続見送りとなった。今後も保育園独自の事業として進めていきながら、市への申請はし続けていく。

②わらべの実

わらべの実卒園児を中心に近隣の小学生 1, 2 年生を対象とし、毎週 1 回

年間 30 回を目安に活動している。

平成 4 年度よりスタートし継続している。わらべうた遊びを中心に担当保育士が当番制で行なっている。年間計画に沿って進められ、7 月、12 月、3 月は在園児との交流の場を設け、わらべうたや覚えた詩

を披露する場としている。

今後も本園の事業として行なっていくために、担当者の話し合い等計画的に進め引き継ぎを徹底する。

③お年寄りとの交流、地域との交流

＊詳細は世代間交流係資料参照。

羽村地域には特有のわらべうたやむかしばなし、和太鼓やさまざまな食習慣や文化があるはずである。それらの地域特有の文化がすたれ、忘れられつつある現在、それらを守り後世に伝えていくのは、その地域の子どもが通う保育所や学校の役割といえる。今後、地域の方々を講師として招き積極的に取り組んで行く必要があると考える。現在、羽村栄町地域老人会、長寿会との交流を計画し、昔からの伝承遊び等を教えていただき交流している。

平成21年度より、地域の方を講師として招き、干し柿作り、うどん作りの指導を受け、引き続き24年度もお願いし流しそうめんの体験指導もしていただいた。また、じゃがいも、さつまいも農園の地主さんをお願いし、植ええ、苗植え体験をし、自分で植えた物を収穫してきたが、高齢のため娘夫婦が苗植え植ええを行うため今年は子どもたちとは出来ないとの連絡有り。今後、畑そのものの維持も厳しいとも言われているので、他の農園との交渉等も考えておく。

平成21年度より、羽村市民運動会企業別リレーに参加。今後も交流として検討し、羽村市内の保育園にも参加を呼びかける。

④実習生、職場体験中学生、ボランティアの受け入れ

次世代育成教育の一環として積極的に受け入れを行なうが、人数が多すぎるので、中学生については、他市はお断りする、実習生については大学とのお付き合いもあるので、実習受け入れ人数を各大学一人にする等検討する。

＊受け入れた中学生30人、実習生25人。

中学生については3月の2週目に集中してしまい15人来る日が2日間できてしまった。実習生については、6人重なる日ができてしまった。

⑤家庭福祉員との連携

平成22年度10月より家庭福祉員との連携事業を行なう。園内や公園などで一緒に遊び、交流する。また、保育園からも家庭福祉員宅を訪問したり、行事の参加や広場事業「花いちもんめ」の参加をすすめる。毎月の検便(福祉員)蟻虫検査年間2回(福祉員と子ども)児童健康診断年間2回、行なう。

24年度初めて福祉員宅児童2名を子どものみで預かる。年間6日。1名は2歳児、1名は0歳児で姉が在園児。2歳児の子は何度も福祉員と一緒に園に来て交流している子であったので、激しく泣くようなことはなかった。0歳児については夕方の数時間だけであったので泣きはしたが姉の送迎で来ているのでそれなりに過ごす。子どもだけで預かるので、直接保護者と話し合い、緊急連絡先、持病、アレルギー等の確認をする。また、園児と同じように児童表を提出してもらい、児童の状況を把握した。

(2) 職員の専門性の充実

公立保育園民営化受託に向けて、平成23年度西保育園をエントリーしたが、受託出来なかった。24年度はさくら保育園をエントリーし受託。その事も踏まえ、リーダー層の職員、運営委員には責任感を持ってもらうため、さくら保育園への移動職員を公表し、責任者としての意識を高めてもらう。26年度には職員半数が移動になるので、25年度保育の充実を図り、全職員で協力し合う体制を作る。

(3) 第三者評価実施

＊委託業者 株式会社学研R&C 平成

24 年 9 月に行なった。

結果詳細は東京福祉ナビゲーション参照
保護者からの自由記述意見については、職員間で話し合い、回答文を作成し配布した。

(4) 羽村市保育展

羽村市の保育園公私立全園で取り組んでいる保育展も 24 年度で第 18 回を迎えた。保育指針の改定に伴い、保育園の担う役割、養護と教育の部分をわかりやすく、一般のかたに伝えることが必要であるとの思いから計画し、「さがしてみよう学びの芽」をテーマに掲げる。遊びこそが学びの原点であり、遊びを通して育つ教育的部分を明確にした。かやの実保育園は 22 年度ごっこ遊びを通して、23 年度は不思議遊び、24 年度は赤ちゃんの生活、を通して学ぶことを検討計画し、再度保育指針を読み返し、遊びの説明文を加えるなど、他園と話し合いながら進めてきた。反省課題点を各園であげ、羽村公私立園長会、保育展実行委員会において集約したので 25 年度に向けて検討する。

公私立市内の保育園全園が参加し、羽村の保育園を考えることはとても重要なことである。今後も協力し合ってすすめていきたい。各園の紹介を通して、保育園の個性や内容をわかりやすく展示することは入園を考えている保護者にとっては参考になるようである。保育展に参加する一般客が多く、保育展後各園の見学者が増える。

6、 保育

(1) 日々の保育

子どもの動線や大人の動き、保育室の環境整備など一つ一つ丁寧に確認してきた。新園舎生活も 2 年が過ぎたので、反省課題を活かし、25 年度の保育へとすすめていく。

(2) 災害時の避難場所

最新の施設建築物で安全性が高く、太陽光パネルや、風力発電などの設備が整っているため、地域の方に安心して利用してもらえるよう提供する。

＊羽村市から、保育園全園に災害時の避難所としての依頼あり。協議会でも了承しているが、正式な書類は届いていないので公益避難場所は栄小学校体育館になっている。状況判断で保育園にいた方がいい場合は移動しない。近所の方が避難させて欲しいと来た場合は受け入れる。

(3) 建物点検

平成 23 年度、3 月末日に 1 年点検を行う。漆喰壁の塗り直し等行う。大きな問題では、風力発電の機械に不具合があり、交換する事となる。24 年度に交換工事を行なう。また、昨年 1 年生活する中で、室内の乾燥が高いことがわかり 24 年度エアコン内蔵型加湿器を設置。鳥小屋の修理。屋上トイレの雨よけ設置。やまびこ室流しの修理。2 年点検を行う。外壁のヒビや扉の鍵、建具のレールなど細かい部分で修理が必要な箇所等は 25 年度に行なう。

7、 まとめ

園舎が新しくなったことにより、子どもたちの動線、行事時の手順など、再確認しながらひとつひとつ行なってきた。

危険を感じたときには、インシデントとして報告記載したり、職員間で声をかけ合ったり、連携に務めてきた。

24 年度は公立さくら保育園受託という大きな事業を取得した。職員にとっても書類作り等で大きな成果となっている。26 年度には職員の半数が移動になることを踏まえ、25 年度の保育を充実させていく。

社会福祉法人かやの実社 かやの実保育園 経営状況推移

Ⅰ. 平成 24 年度決算特記事項

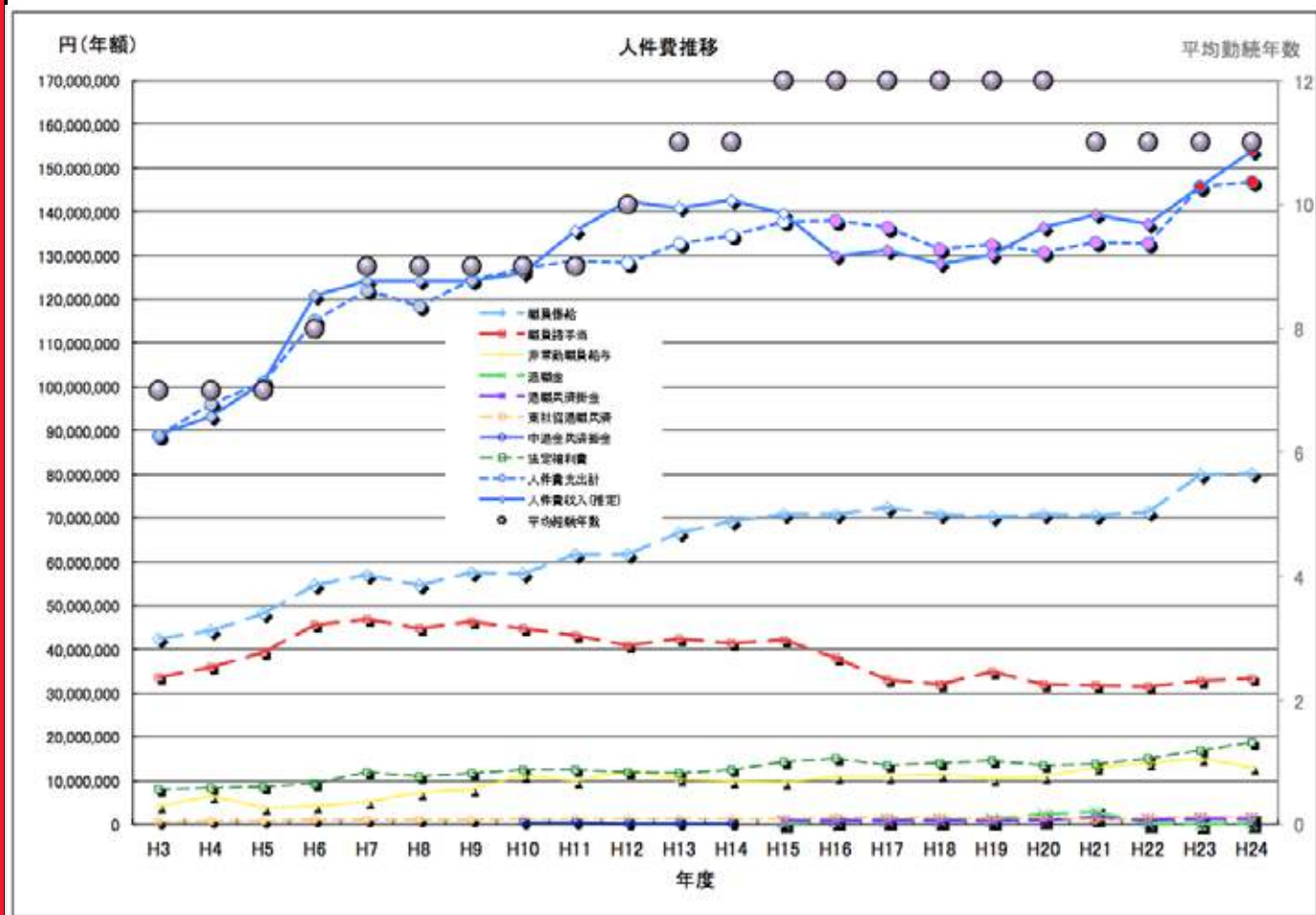
例年、資金収支計算書の推移により過去3年間の推移と経営分析をおこなってきたが、23年度からそれに加え、東京都社会福祉法人経営適正化検討会「社会福祉法人の経営適正化に向けて」に示された「財務分析表」と「決算分析表」も加えて過去13年間の推移を中心に経営分析をおこなった。

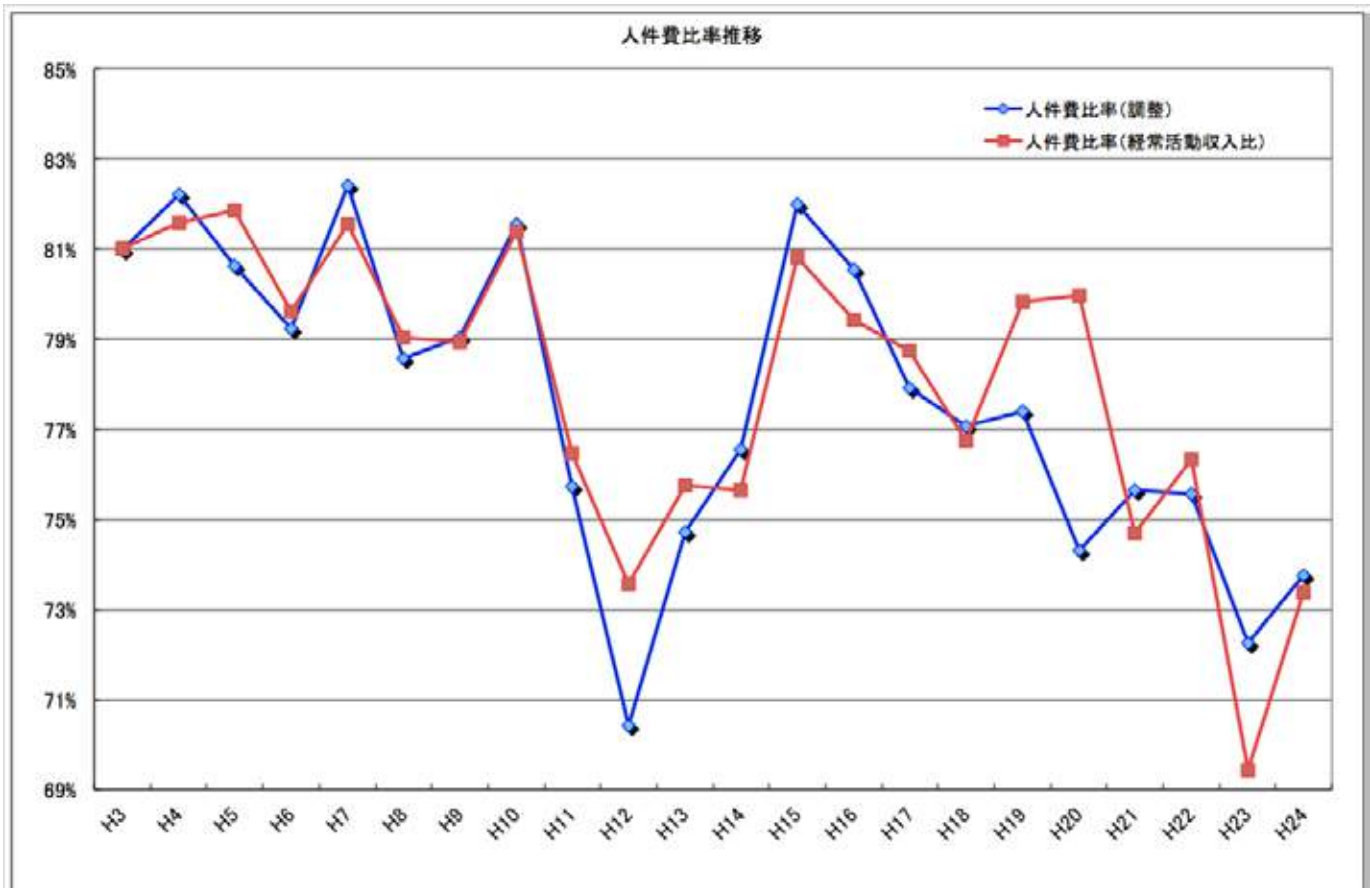
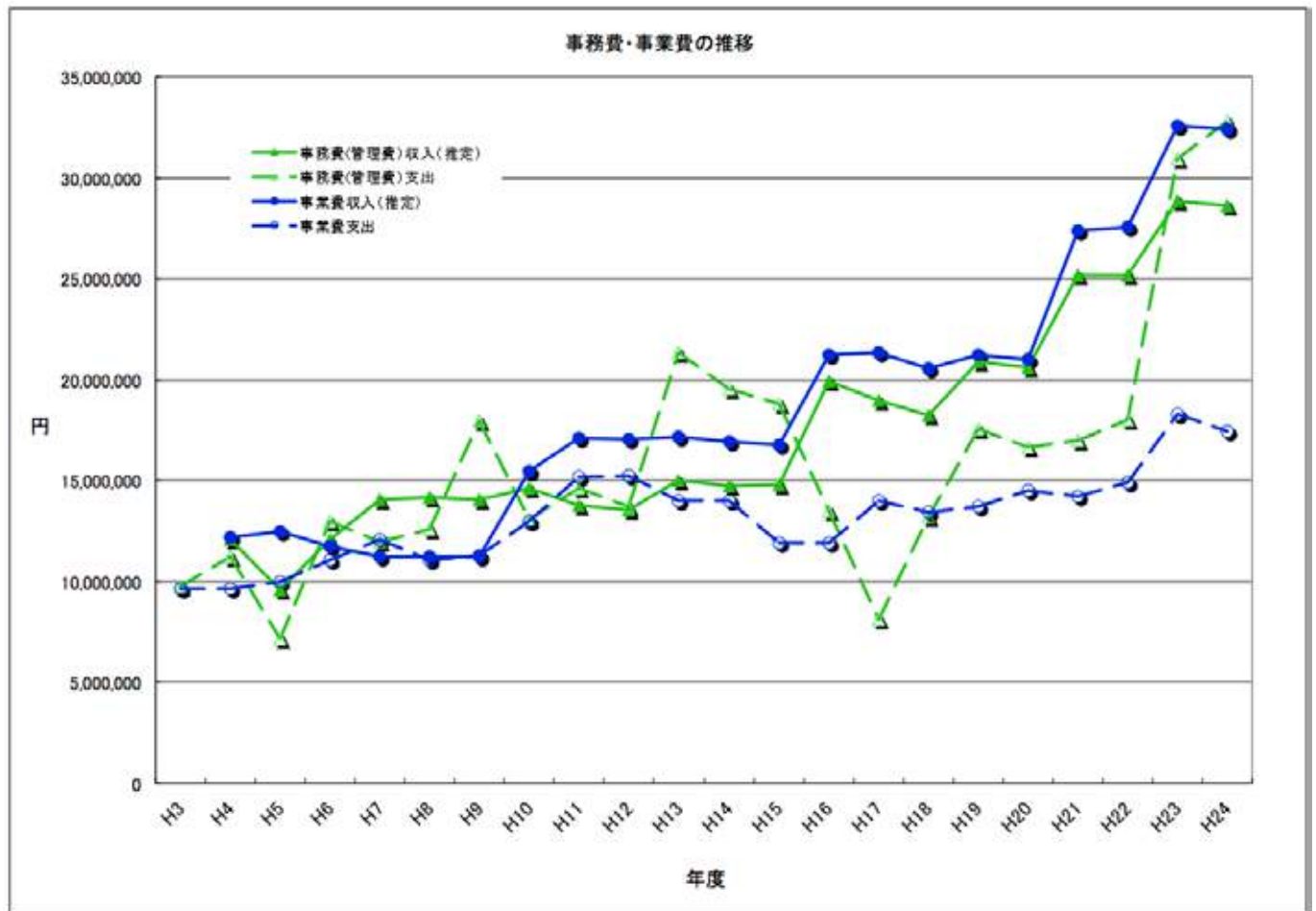
財務分析表と決算分析表の読みこなしがまだ不十分であるが、概ね良好な結果と言える。人件費＋委託費比率は社会福祉施設としては標準的値で、従来方式の調整後人件費比率でも標準的な数値となっている。

流動比率が849.6%と、これも社会福祉

施設として標準的値で、100%を大幅に上回っているので良好である。

人件費は、平成16年度から、従来人件費補助であったサービス推進費B経費補助が、サービス推進費（各種事業を実施する経費）に組み替えられたため、以降、人件費収入が減少し、事務費、事業費収入が増加した結果、費目別収支では人件費が支出超過、事務費と事業費が支出の不足という傾向が定着した。その結果、見かけ上では事務費、事業費を人件費が食う格好になっている。近年では人件費から事業費として扱われる収入も、人件費としても使用可の場合は案分して事業費に組み込みを行い、最近四年間は人件費収入が上回っている。本年度は定員区分の変更による旧都加算分の逆格差の影響でその傾向が大きくなった。





しかしながら、現行制度では、職員の経験年数による人件費収入の増加は見込めないため、事務費、事業費で人件費をまかなうことが困難な状況も予想され、今後の重要検討課題となっている。

※：主な制度の変更

・支出は決算値、収入は年度途中の推定値、事務費、事業費の計算は H15 までは経理規定準則、H16 から会計基準

- ・平成 10 年度：延長保育の自主事業化
- ・平成 10 年：都加算（法外援護）の包括化
- ・平成 10 年度途中：公私格差→B 経費
- ・平成 16 年度：B 経費→サービス推進費
- ・平成 18 年度：都加算（法外援護）→子育て推進交付金

※：かやの実保育園の主な変更事項

- ・昭和 53 年度：定員変更：60 人→80 人
- ・平成 6 年度：定員変更：80 人→88 人
- ・平成 11 年度：定員変更：88 人→90 人
- ・平成 21 年度：定員変更：90 人→110 人

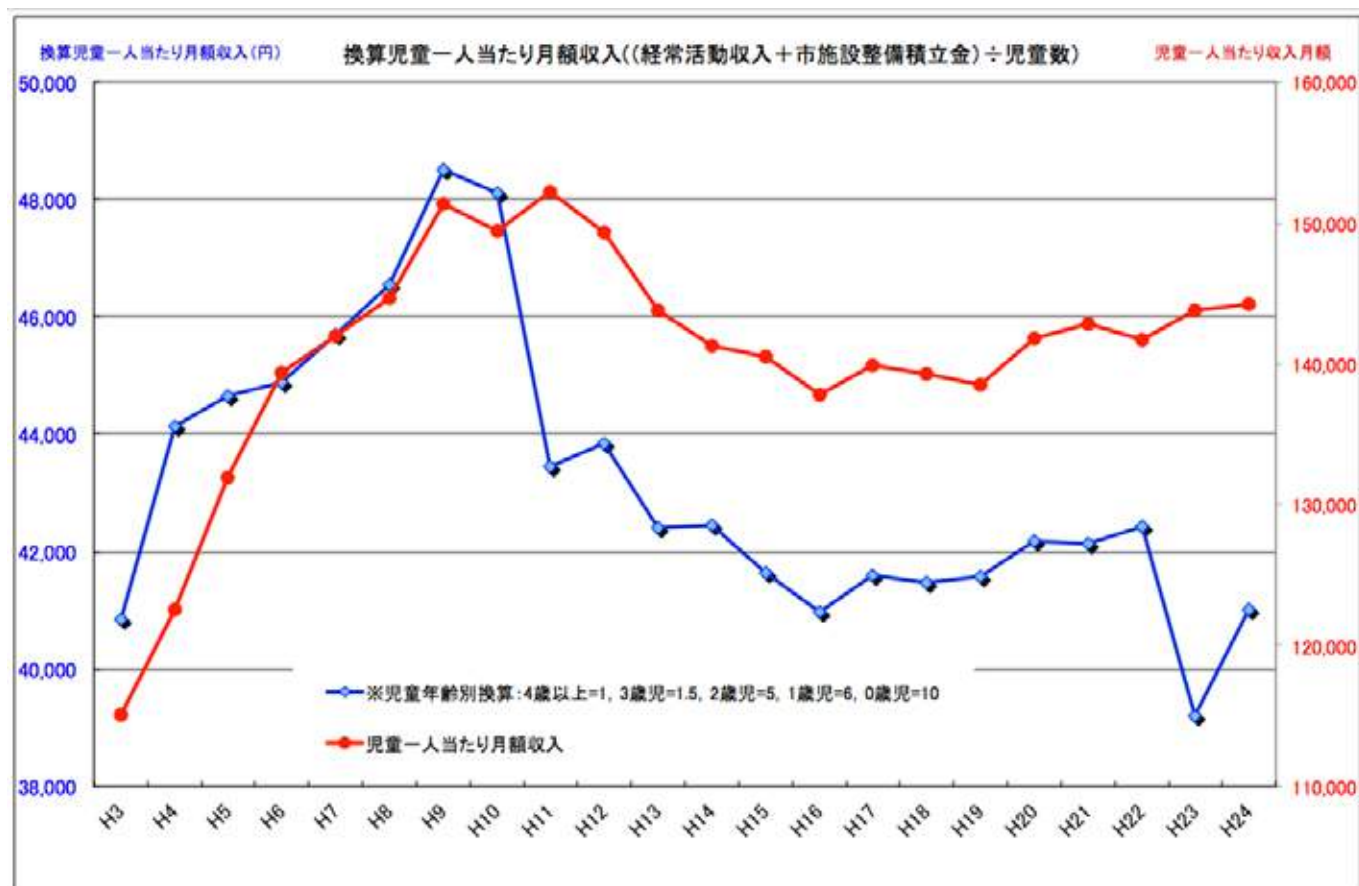
Ⅱ．平成 24 年度状況

1. 実施事業

隣接地に戸建て住居を借りて実施していた独自事業の「わらべうたと遊びの広場」（かやの実子育て生活相談室）だが、平成 16 年よりアパートへ建てかえのため、住居の借り入れができなくなり、その後、近隣の町内会館「栄会館」を借り入れて行っていたが、園舎改築により地域支援スペースが確保できた。羽村市保育計画にも子育て広場 A 型の新設の計画が記載されている、「わらべうたと遊びの広場」の常設化へ向け、園舎改築計画のなかで㈱中央設計も交え、議論してきた。今年度施設整備を行い多目的スペースを設けたことにより、今後の常設化へ向け、一歩前進となった。

① わらべうたとあそびの広場「花いちもんめ」

② かやの実子育て生活相談室



Ⅲ. 経営状況の推移

1 4歳以上児換算児童数(年累積実績)の推移

平成6年度(80→88人)、平成11年度(88→90人)の定員変更を経て4歳以上換算年累積児童数(実績)は増加したが、平成10年度に延長保育自主事業化、都加算包括化、11年度市延長保育増加位置減額を受け、4歳児換算児童一人当たり収入月額は減少し、以後、度重なる制度改正により、人件費収入は減少の一途をたどった。

その後、平成16年にそれまで採用していた公私格差平成10年度最終単価による給与を、保育単価の積算根拠である国家公務員福祉職俸給表に準拠した法人独自給与の導入により人件費収支のバランスを図り、児童処遇の向上、「わらべうたと遊びの広場」事業などの充実を図った。

2 入所児童数の推移

年間延児童数は近年1,250人前後と、年延定員1,080人をおおきく上回って常態化していた。23年度以降は施設整備によりこの人数を余裕を持って受け入れられる年間延1,320人規模の施設となり、平成24年度入所状況は、年間延1,464人の入所であった。

3 主な変更事項

(1) 昭和52年1月1日開所

定員60人

(2) 平成6年度

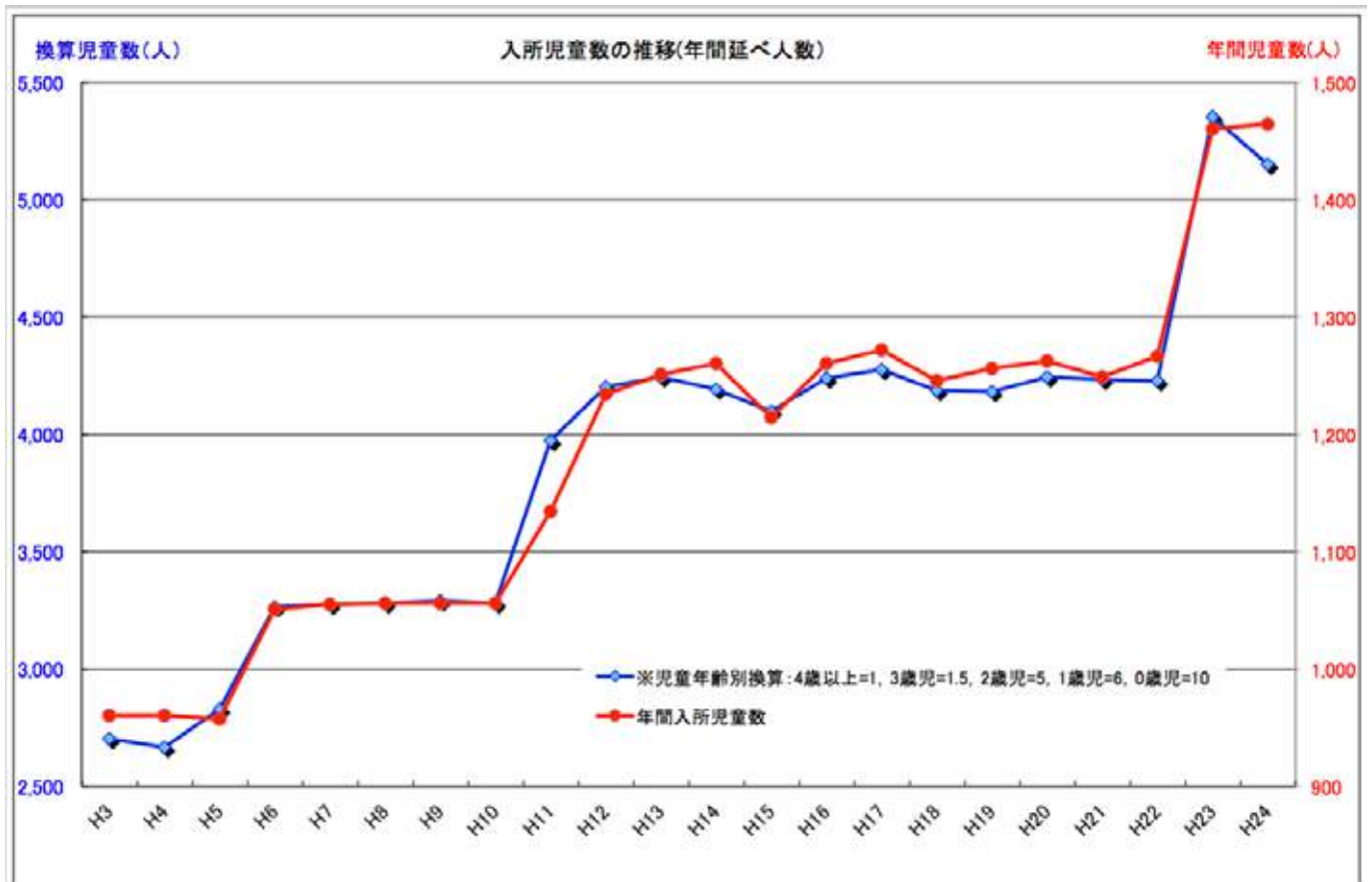
① 定員変更 60人→88人

② 市延長保育増配置補助 月@35万円

(3) 平成10年度

① 延長保育自主事業家

② 都加算の包括化



③ 公私格差廃止→サービス推進費 B 経費

→ 福祉職俸給基準拠へ

(4) 平成 11 年度

- ① 定員変更 88 人→90 人
- ② 定員外入所開始
- ③ 市延長保育増配置 月 @ 17.5 万円

(5) 平成 12 年度

- ① 保育単価積算根拠 福祉職に移行
- ② 市延長保育増配置 月 @ 8.75 万円

(6) 平成 13 年度

市延長保育増配置廃止

(7) 平成 15 年度

経理規定準則 → 会計基準へ移行

(8) 平成 16 年度

- ① サービス推進費 B 経費
→ サービス推進費へ移行
- ② 独自給与制度
公私格差平成 10 年度単価

(9) 平成 17 年度

国庫補助金制度見直し
→ ソフト交付金, ハード 交付金創設

(9) 平成 18 年度

- ① 都加算 (法外援護) 廃止
→ 子育て推進交付金創設
- ② 国級地加算 → 地域手当へ組換え

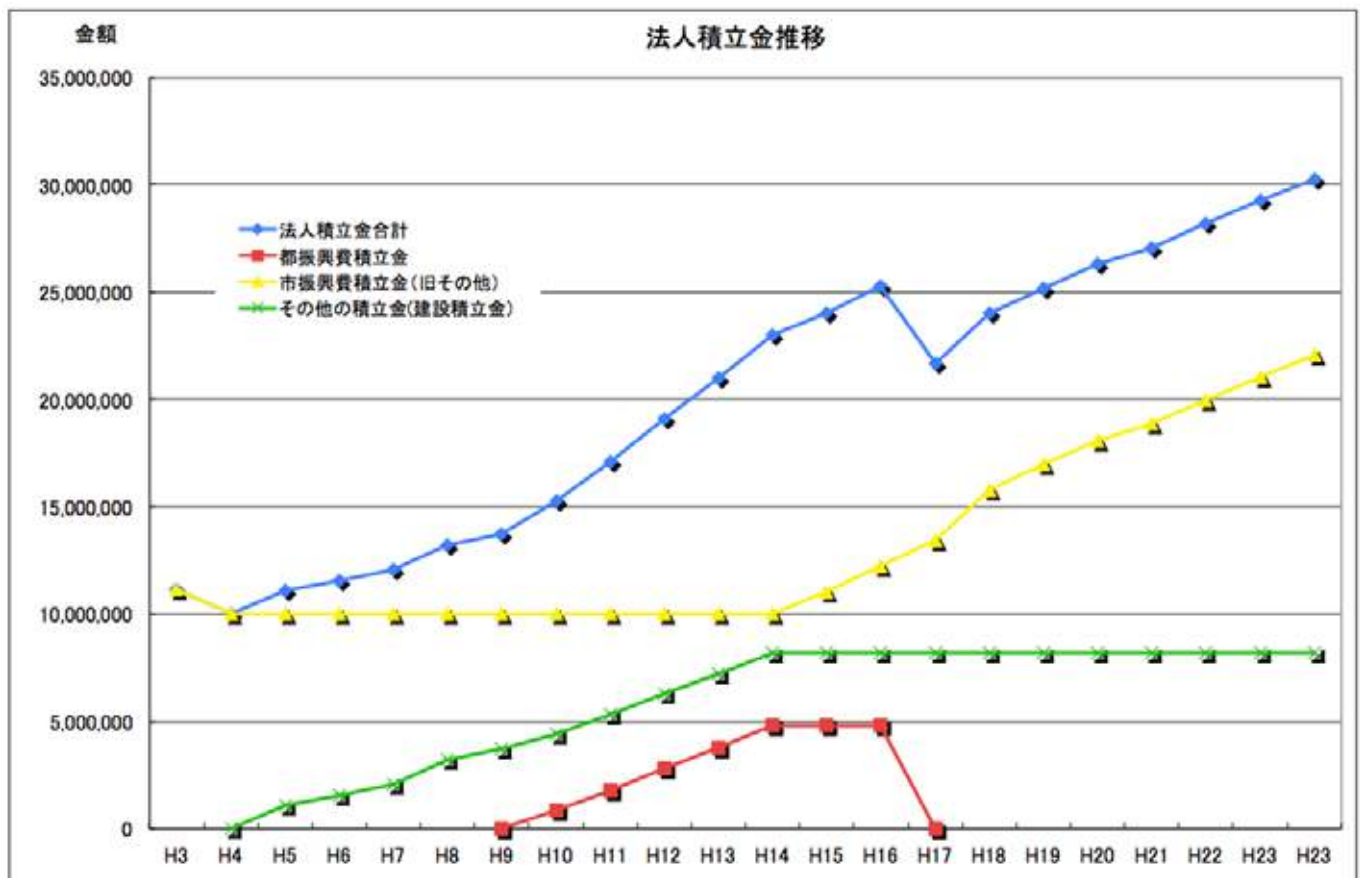
(10) 平成 21 年度

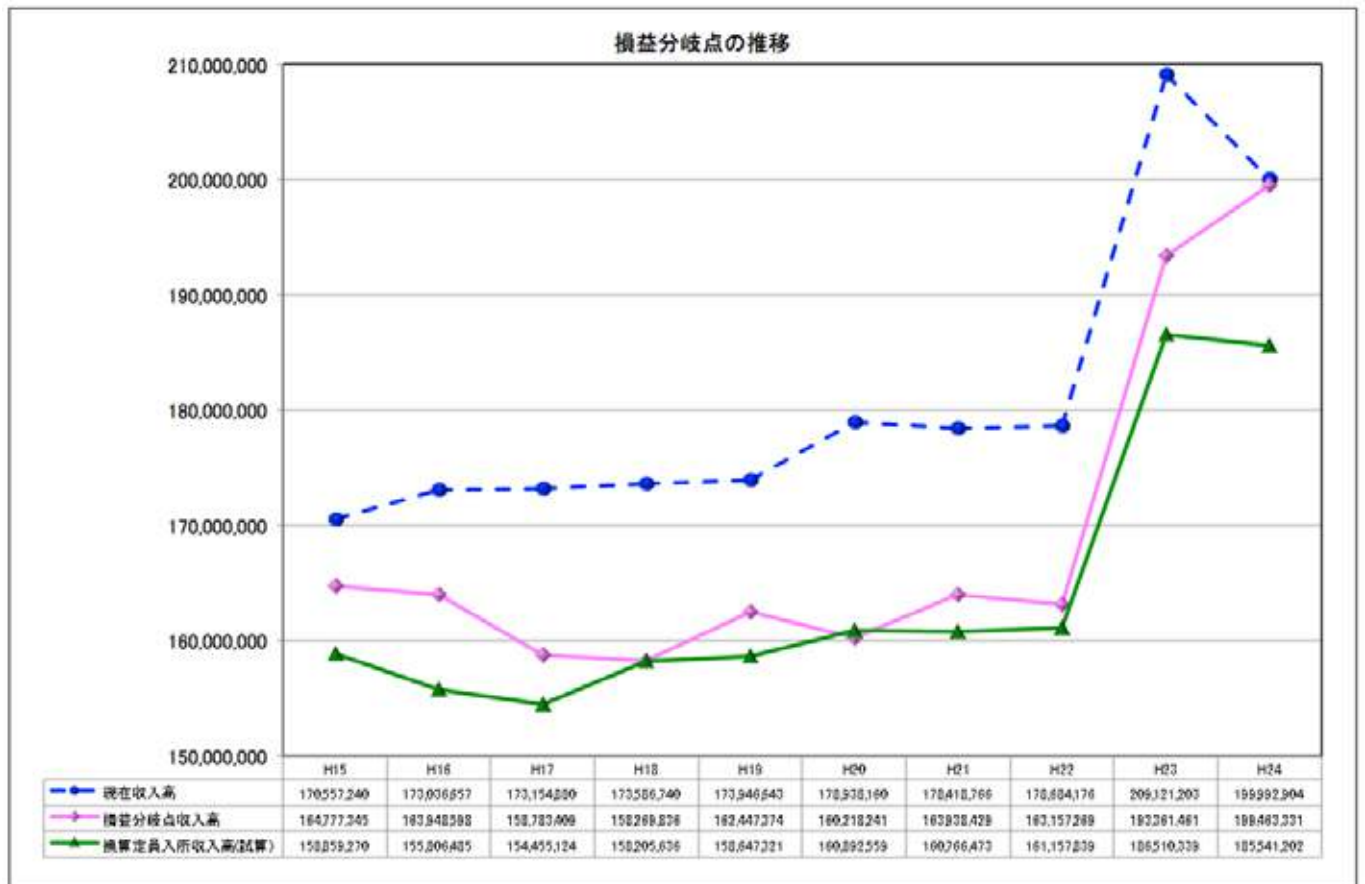
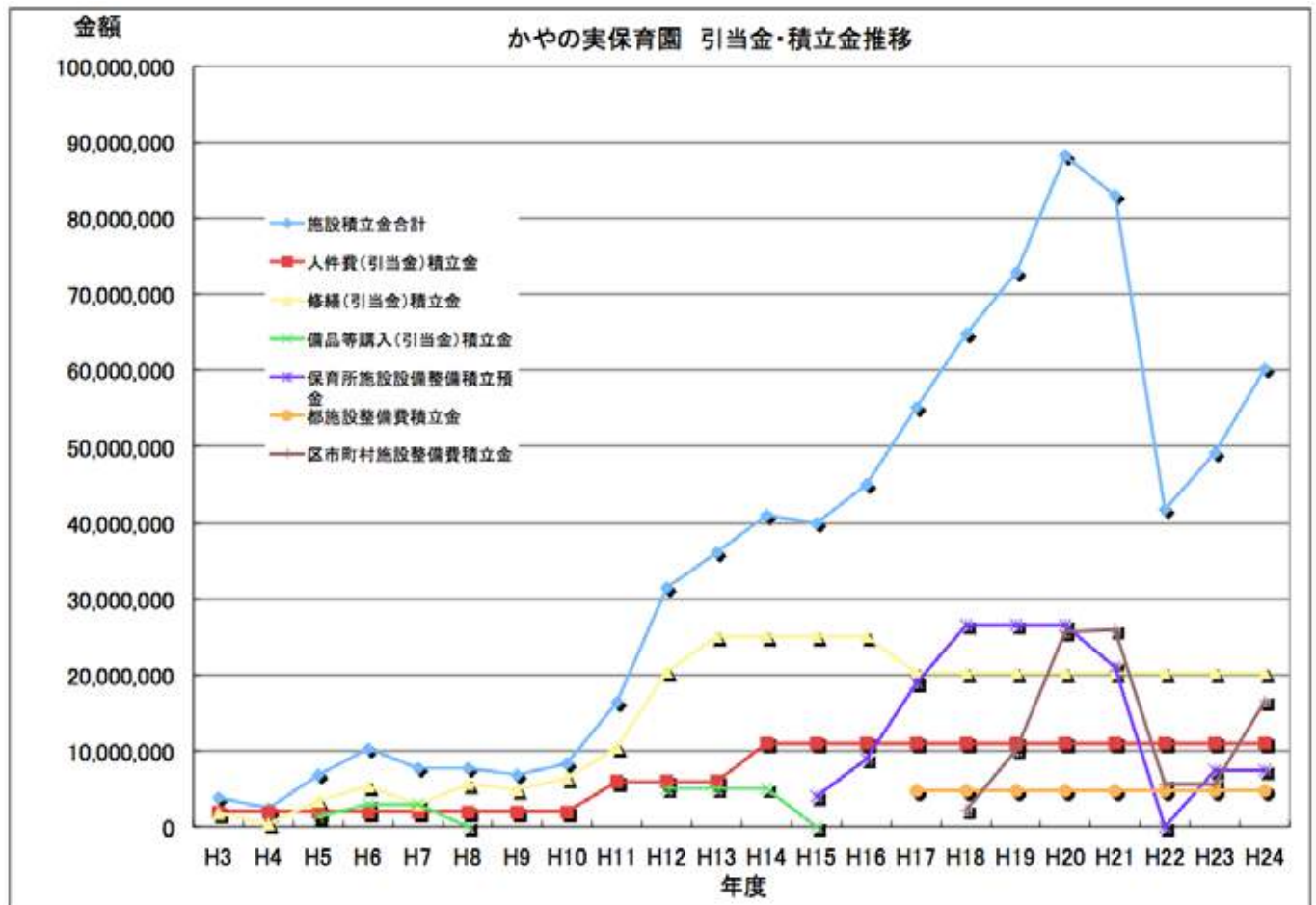
- ① 国保育単価
30 人区分→10 人区分へ
- ② サービス推進費本則適用

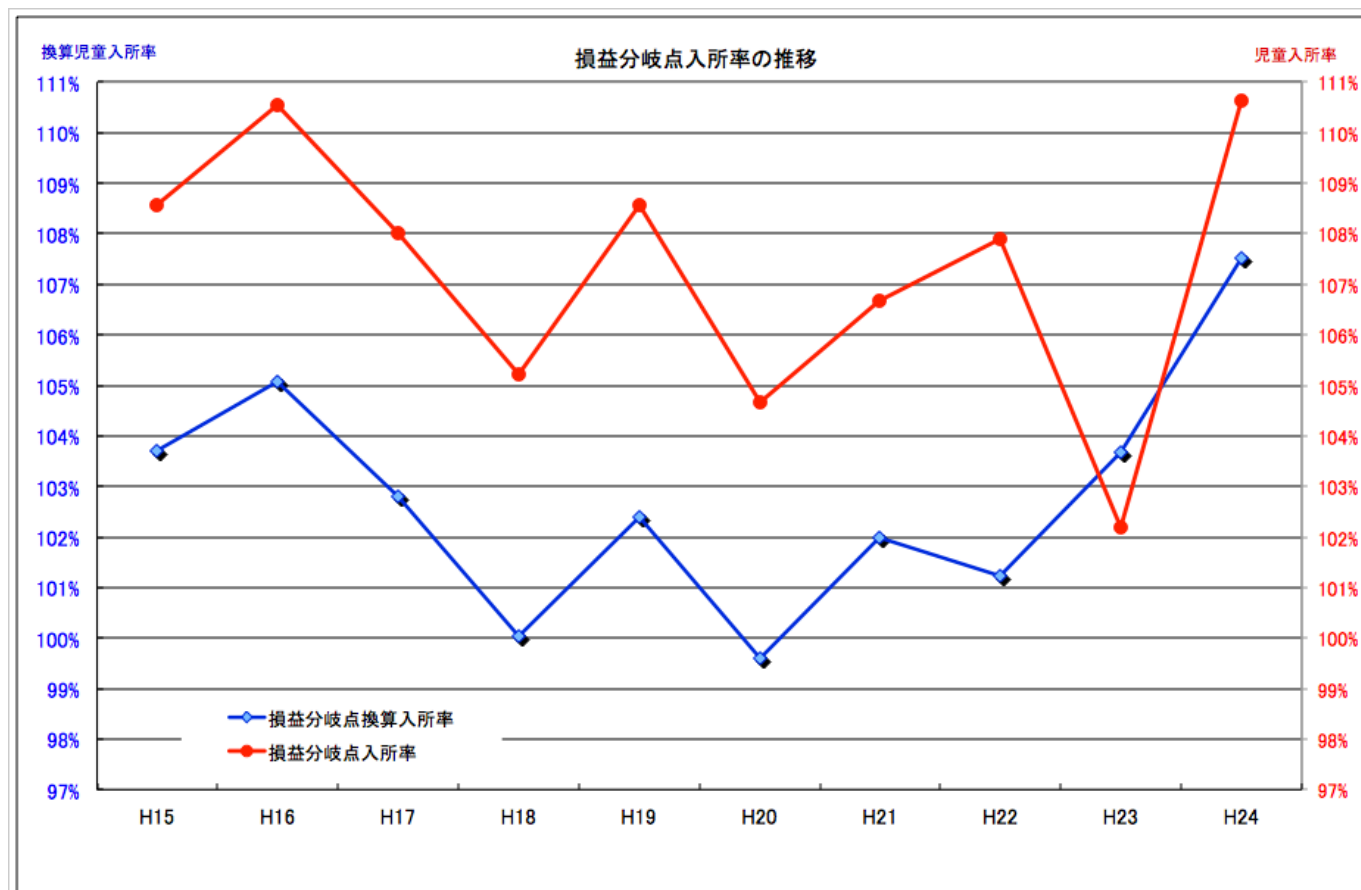
3 経営状況の推移

(1) 法人 かやの実社

法人設立時の基本財産 10,000,000 が、
その他の積立金として平成 3 年度まで大
きな変化無く残されたが、平成 15 年度に







それまでの経理規定準則から会計基準へ移行する際に市振興費積立金に組み換えられた。

平成5年度から14年度まで、市振興費は建設積立金（平成15年度会計基準へ移行の際に「その他の積立金」に移行）を積み立て、平成15年度より「市振興費積立金」として積み立てた。

それまで借入金の償還財源として支出していた都振興費は、平成10年から平成14年まで「都振興費積立金」として積み立てたが、平成18年度に都加算が「子育て推進交付金」として市補助金に組み換えられたことを受け、以後「市振興費積立金」として積み立てた。平成24年度末現在、法人積立金は30,265,577円となった。

(2) 施設 かやの実保育園

施設の積立金は、平成10年度まで大きな変化無く推移してきたが、定員外入所を実施した平成11年度より積立額が急増し、平成21年度当初現在では、

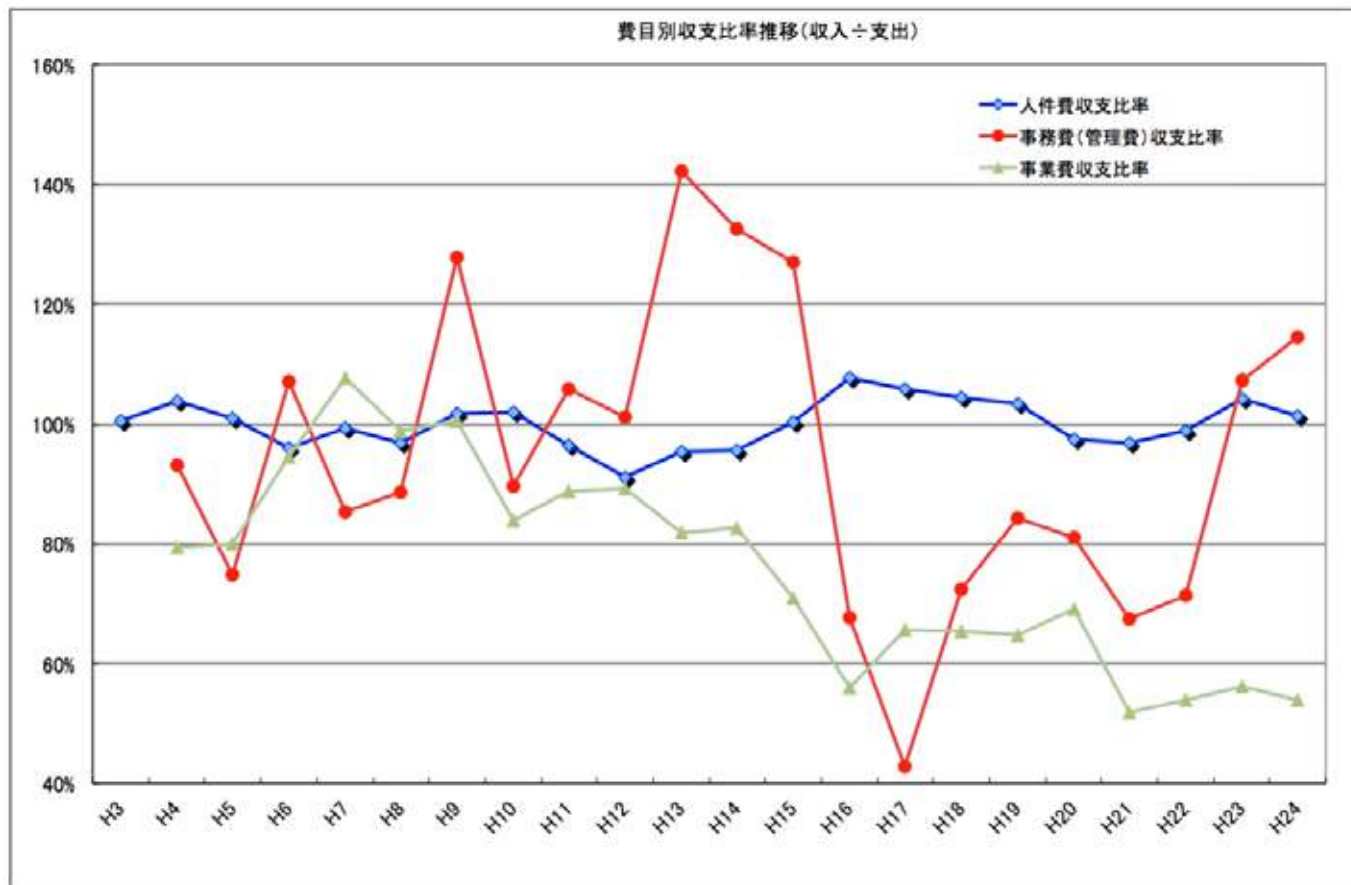
総額88,085,577円（内人件費積立金11,000,000円）となり、平成22年度の園舎改築のための自己資金積立目標の1億円達成が現実的数値となったため、平成22度の施設整備が可能となった。

22年度は、施設整備のため46,961,200円の積立金を取り崩したが、最終的に5,600,000円の積立をこえた。平成24年度末現在、かやの実保育園の積立金は、60,201,380円となっている。

(3) 損益分岐点の推移

平成20年度を除き、例年損益分岐点収入高が換算定員入所収入高を超えていた。このため、基本的に定員を超えた入所児童を維持しないと採算割れを起こすことになっていた。今年度は、定員区分の変更の効果か、損益分岐入所率が100%を下回り、採算維持のための定員外入所は必要なくなった。

しかし、現状では定員を大幅に超えた入所児童数を維持しているため、現在収入高



は損益分岐点をおおきく超えているが、今後、公立保育園の民間移行により、旧公立園の定員割れが解消された状態での児童入所状況を踏まえ、慎重に経営管理をおこなう必要がある。なお、24年度は経常経費収入（子育て推進交付金）を市施設整備費補助金収入に組み換えたため、損益分岐比率が見かけ上99.7%となった。

費目別収支の推移では、人件費支出が同収入を上回る状況が4年ほど続いたが、逆に最近の4年間は若干下回っている。

一方、管理費は平成16年以前は支出超過だったが、最近は収入超過となっており、事業費も同様である。これは、東京都の人件費加算が他の費目に振り替えられた事による影響、都加算の交付金化などによる影響と思われる。

何れにしても、収支の70～80%を占める人件費の管理が重要と言える。

(4) 決算分析

① 財務三表整合表

貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書の財務三表により、決算数値の整合性を検証した。

② 財務分析表と決算分析表

昨年度に引き続き、東京都社会福祉法人経営適正化検討会報告書に従い、財務分析表と決算分析表を作成した。

貸借対照表 第5号様式

平成25年 3月31日現在

資産の部	当年度末	前年度末	増減	負債の部	当年度末	前年度末	増減
流動資産	24,784,732	24,491,162	293,570	流動負債	3,018,155	2,882,777	135,378
固定資産	403,698,415	403,991,697	▲ 293,282	固定負債	63,078,848	64,094,468	▲ 1,015,620
(基本財産)	298,862,113	298,862,113	0	負債の部合計	66,097,003	66,977,245	▲ 880,242
(その他の固定資産)	116,422,430	105,129,584	11,292,846	純資産(資本)の部	当年度末	当年度末	増減
資産の部合計	428,483,147	428,482,859	288	基本金	38,983,290	38,983,290	0
				国庫補助金等特別積立金	219,612,194	228,436,847	▲ 8,824,653
				その他の積立金	90,466,957	78,466,957	12,000,000
				次期繰越活動収支差額	13,323,703	15,618,520	▲ 2,294,817
				(うち当期活動収支差額)	9,705,183	▲ 30,817,795	40,522,978
				純資産(資本)の部合計	362,386,144	361,505,614	880,530
				負債及び純資産の部合計	428,483,147	428,482,859	288

貸借対照表			資金収支計算書	事業活動収支計算書		
流動資産 -	流動負債 =	差異	支払資金残高	次期繰越活動収支差額	13,323,703	同増減 ▲ 2,294,817
24,784,732	3,018,155	21,766,577	21,766,577	当期活動収支差額	9,705,183	

資金収支計算書 第1号様式

(自) 平成24年 4月 1日 (至) 平成25年 3月31日

勘定科目	予算	決算	差異
経常活動収支			
経常活動収入 (1)	202,389,740	202,389,234	506
経常活動支出 (2)	198,208,077	198,200,442	7,635
経常活動収支差額 (3)=(1)-(2)	4,181,663	4,188,792	▲ 7,129
施設整備等収支			
施設整備等収入 (4)	11,000,000	11,000,000	0
施設整備等支出 (5)	426,600	426,600	0
施設整備等収支差額 (6)=(4)-(5)	10,573,400	10,573,400	0
財務活動収支			
財務活動収入計 (7)	0	0	0
財務活動支出計 (8)	14,604,000	14,604,000	0
財務活動収支差額 (9)=(7)-(8)	▲ 14,604,000	▲ 14,604,000	0
予備費 (10)	151,063		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	158,192	▲ 158,192
前期末支払資金残高 (11)	21,608,385	21,608,385	0
当期末支払資金残高 (10)+(11)	21,608,385	21,766,577	▲ 158,192

貸借対照表の支払資金残高と一致

21,766,577

事業活動支出 (2)	211,963,016	221,445,375	▲ 9,482,359
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	▲ 1,253,639	▲ 658,579	▲ 595,060
事業活動外収入 (4)	156,130	157,454	▲ 1,324
事業活動外支出 (5)	176,858	178,170	▲ 1,312
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	▲ 20,728	▲ 20,716	▲ 12
= (3) + (6)	▲ 1,274,367	▲ 679,295	▲ 595,072
特別収入 (8)	11,000,000	0	11,000,000
特別支出 (9)	20,450	30,138,500	▲ 30,118,050
特別収支差額 (10)=(8)-(9)	10,979,550	▲ 30,138,500	41,118,050
(11)=(7)+(10)	9,705,183	▲ 30,817,795	40,522,978
前期繰越活動収支差額 (12)	15,618,520	55,036,315	▲ 39,417,795
当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	25,323,703	24,218,520	1,105,183
基本金取崩額 (14)	0	0	0
基本金組入額 (15)	0	0	0
その他の積立金取崩額 (16)	0	0	0
その他の積立金積立額 (17)	12,000,000	8,600,000	3,400,000
次期繰越活動収支差額 (18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	13,323,703	15,618,520	▲ 2,294,817

対借対象表

次期繰越活動収支差額 13,323,703
当期活動収支差額 9,705,183

同増減 ▲ 2,294,817

社会福祉法人かやの実社 平成24年度 財務分析表

	決算数値・財務指標	決算数値入力	入力金額の説明 「就労支援事業会計処理基準（授産施設 会計基準）」	入力金額の説明 「社会福祉法人会計基準」	入力金額の説明 「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱 指導指針」
貸借対照表	流動資産	24,784,732	資産の部「流動資産」	資産の部「流動資産」	
	現金預金	23,372,100	資産の部「流動資産」の「現金預金」	資産の部「流動資産」の「現金預金」	
	固定資産	403,698,415	資産の部「固定資産」	資産の部「固定資産」	
	積立預金	90,466,957	資産の部「その他の固定資産」の「積立預金」の合 計金額	資産の部「その他の固定資産」の「積立預金」の合計金額	
	流動負債	3,018,155	負債の部「流動負債」	負債の部「流動負債」	
	短期運営資金借入金	0	負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」	負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」	
	固定負債	63,078,848	負債の部「固定負債」の金額	負債の部「固定負債」の金額	
	設備資金借入金	46,655,000	負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」	負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」	
	長期運営資金借入金	0	負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」	負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」	
	純資産	362,386,144	「純資産」の部の合計	「純資産」の部の合計	
	国庫補助金等特別積立金	219,612,194	純資産の部「国庫補助金特別積立金」	純資産の部「国庫補助金特別積立金」	
	次期活動繰越収支差額	13,323,703	純資産の部「次期活動繰越収支差額」	純資産の部「次期活動繰越収支差額」	
	検算＜自動計算＞	0	貸借差額を自動計算 0以外は確認が必要	貸借差額を自動計算 0以外は確認が必要	
事業活動収支計算書	(福祉)事業活動収入	210,709,377	福祉事業活動収支の部(収入)の、「福祉事業活動 収入計」	事業活動収支の部(収入)の、「事業活動収入計」	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	8,824,653	福祉事業活動収支の部(収入)の、「国庫補助金等 特別積立金取崩額」	事業活動収支の部(収入)の、「国庫補助金等特別積立金取崩額」	
	借入金元金償還補助金収入	0	福祉事業活動収支の部(収入)の、「借入金元金償還 補助金収入」	事業活動収支の部(収入)の、「借入金元金償還補助金収入」	空欄。(特別収入に計上されているため)
	寄附金収入	0	福祉事業活動収支の部(収入)の、「寄附金収入」	事業活動収支の部(収入)の、「寄附金収入」	空欄。(事業活動外収入に計上されているため)
	雑収入	2,039,494	福祉事業活動収支の部(収入)の、「雑収入」の金額	事業活動収支の部(収入)の、「雑収入」の金額	空欄。(事業活動外収入に計上されているため)
	退職給与引当金戻入	0	福祉事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「退職給 与引当金戻入」の金額	事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「退職給 与引当金戻入」の金額	空欄。(指導指針は「差額補充法」を前提としている)
	賞与引当金戻入	0	福祉事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「賞与引 当金戻入」の金額	事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「賞与引 当金戻入」の金額	空欄。(指導指針は「差額補充法」を前提としている)
	(福祉)事業活動支出	211,963,016	福祉事業活動収支の部(支出)「事業活動支出計」	事業活動収支の部(支出)「事業活動支出計」	
	人件費支出	146,733,715	福祉事業活動収支の部(支出)「人件費支出」	事業活動収支の部(支出)「人件費支出」	
	福利厚生費	1,014,141	福祉事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「福利 厚生費」	事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「福利 厚生費」	事業活動収支の部(支出)「経費」の、「一般管理支出」 の「福利厚生費」
	業務委託費(保守料除く)	6,080,450	福祉事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「業務 委託費」	事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「業務 委託費」	※指導指針の場合…事業活動収支の部(支出)「経費」の、「一般管理 支出」の「委託費」
	事業費(経費)支出	17,293,315	福祉事業活動収支の部(支出)「事業費支出」	事業活動収支の部(支出)「事業費支出」	事業活動収支の部(支出)「経費」の、「直接介護費」 支出」
	減価償却費	14,287,812	福祉事業活動収支の部(支出)「減価償却費」	事業活動収支の部(支出)「減価償却費」	
	退職給与引当金繰入	1,803,430	福祉事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「退職 給与引当金繰入」	事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「退職 給与引当金繰入」	
	賞与引当金繰入	0	福祉事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「賞 与引当金繰入」	事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「賞 与引当金繰入」	
	就労支援(授産)事業活動収支差額		就労支援(授産)事業活動の部「就労支援(授産) 事業活動収支差額」	—	
	(福祉)事業活動収支差額	-1,253,639	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一 致しているかを確認。	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
	事業活動外収入	156,130	事業活動外収支の部(収入)「事業活動外収入計」	事業活動外収支の部(収入)「事業活動外収入計」	
	事業活動外支出	176,858	事業活動外収支の部(支出)「事業活動外支出計」	事業活動外収支の部(支出)「事業活動外支出計」	
	事業活動外収支差額 ＜自動計算＞	-20,728	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一 致しているかを確認。	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
	経常収支差額 ＜自動計算＞	-1,274,367	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一 致しているかを確認。	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
	特別収支差額	10,979,550	特別収支の部「特別収支差額」	特別収支の部「特別収支差額」	
	当期活動収支差額 ＜自動計算＞	9,705,183	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一 致しているかを確認。	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
	次期繰越活動収支差額		繰越活動収支差額の部「次期繰越活動収支差額」	繰越活動収支差額の部「次期繰越活動収支差額」	
資金収支計算書	就労支援(授産)事業活動資金収支 差額		就労支援(授産)事業活動による収支「就労支援 (授産)事業活動資金収支差額」	—	
	経常(福祉事業)活動資金収支差額	4,181,663	福祉事業活動による収支「福祉事業活動資金収支 差額」	経常活動による収支「経常活動資金収支差額」	
	施設整備等資金収支差額	10,573,400	施設整備等による収支「施設整備等資金収支差額」	施設整備等による収支「施設整備等資金収支差額」	
	財務活動資金収支差額	-14,604,000	財務活動による収支「財務活動資金収支差額」	財務活動による収支「財務活動資金収 支差額」	財務活動による収支「財務活動等資金収支差額」
	当期資金収支差額＜自動計算＞	151,063	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一 致しているかを確認。	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
	当期末支払資金残高	21,608,385	「当期末支払資金残高」	「当期末支払資金残高」	
財務指標（計算結果）	＜短期安定性＞流動比率	821.2%			
	＜長期安定性＞純資産比率	84.6%			
	＜コスト合理性＞人件費率	74.8%			
	＜コスト合理性＞委託費率	3.0%			
	人件費率＋委託費率	77.9%			
	＜長期安定性＞固定長期適合率	94.9%			
	＜収益性＞経常活動収支差額率	-0.6%			
	＜借入の割合＞事業活動収入対借 入金比率	0.0%			
	労働分配率	87.5%			

社会福祉法人かやの実社 平成24年度 決算分析表

1 事業活動収支計算書(損益計算書)の分析

(1)事業活動収支計算書

一会計年度における「純資産」の増減を計算する。(純資産＝資産－負債)

事業活動収支計算書

単位:円

勘定科目	本年度	前年度	増減
事業活動収入計	210,709,377	220,786,796	-10,077,419
事業活動支出計	211,963,016	221,445,375	-9,482,359
事業活動収支差額	-1,253,639	-658,579	-595,060
事業活動外収入計	156,130	157,454	-1,324
事業活動外支出計	176,858	178,170	-1,312
事業活動外収支差額	-20,728	-20,716	-12
経常収支差額	-679,295	-679,295	0
特別収入計	11,000,000	0	11,000,000
特別支出計	20,450	30,138,500	-30,118,050
特別収支差額	10,979,550	-30,138,500	41,118,050
当期活動収支差額	-30,817,795	-30,817,795	0
前期繰越活動収支差額	15,618,520	55,036,315	-39,417,795
当期末繰越活動収支差額	-15,199,275	24,218,520	-39,417,795
次期繰越活動収支差額	13,323,703	15,618,520	-2,294,817

次期繰越活動収支差額＝当期末繰越活動収支差額＋(基本金取崩額－基本金繰入額)＋(その他の積立金取崩額－その他の積立金積立額)

(2)平成23年度都内社会福祉法人対比表

(%)

項目	かやの実社 平成24年度	平成23年度決算 都内社会福祉法人平均値					
		都内法人平均	①保育	②障害	③介護	④措置等	⑤複数
事業活動収入対借入金比率	0.0%	2.4	0.4	2.9	3.2	0.2	5.1
労働分配率	87.5%	85.3	87.5	77.3	87.0	96.5	84.8
(人件費＋委託費)比率	77.9%	73.3	78.0	68.3	71.5	70.4	71.2
経常活動収支差額率	-0.6%	4.8	5.6	7.3	3.2	2.1	3.5

※「事業活動収入対借入金比率」における借入金は、運転資金の借入金のみを対象にしています。施設整備のための借入金は含まれないことにご留意下さい。

※平成20年度の決算数値を基にした財務指標、都内平均値の算出においては、障害者施設の一部が採用する就労支援事業会計処理基準(授産施設会計基準)における就労支援事業活動の収支差額(授産事業の部)を含めておりません。

☞少ない方がよい。
☞100%未満であること
☞85%未満がよい
☞マイナスが数年続くとうろくしない

2 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)

一会計年度における「支払資金」の増減を計算し(支払資金＝流動資産－流動負債(引当金を除く。))、支払資金がどのような活動により、増加又は減少したかを明らかにする。

資金収支計算書

単位:円

勘定科目	当年度決算
経常収入計	202,389,234
経常支出計	198,200,442
経常活動資金収支差額	4,188,792
施設設備等収入計	11,000,000
施設設備投資支出計	426,600
施設整備投資資金収支差額	10,573,400
財務収入計	0
財務支出計	14,604,000
財務活動資金収支差額	-14,604,000
予備費	0
当期資金収支差額	158,192
前期末支払資金残高	21,608,385
当期末支払資金残高	21,766,577

3 貸借対照表からの分析

会計年度末における「財務状況」を表す。「資産の部」は、流動資産と固定資産に、「負債の部」は、流動負債と固定負債に区分される。

(1)貸借対照表の財務指標

項目	かやの実社 平成24年度	平成23年度決算 都内社会福祉法人平均値							
		都内法人平均	保育	障害	介護	措置等	複数	事業団	施設経営無し
流動比率	821.2%	999.3	743.3	1,150.1	1,307.4	1,103.6	722.9	1,103.6	3,330.4
純資産比率	84.6%	84.5	87.4	84.7	83.0	89.2	81.9	61.4	83.9
固定長期適合率	94.9%	80.5	87.0	67.9	81.1	84.6	82.2	54.3	70.5

☞150%以上なら優良
☞高いほどよい
☞100%未満

かやの実保育園

1. 基礎D

定員	人数 110
年間延べ	1,320
民改率	12%



4・5才児換算児童定員	398
年間延べ	4,776

換算率

3才児	× 1.5
2才児	× 5
1才児	× 6
0才児	× 10

2. 年次推移表

≒直近3年間の資金収支計算書と比較することにより、施設経営の成長性を示す≒

※PPC顧客平均値(H22年度)

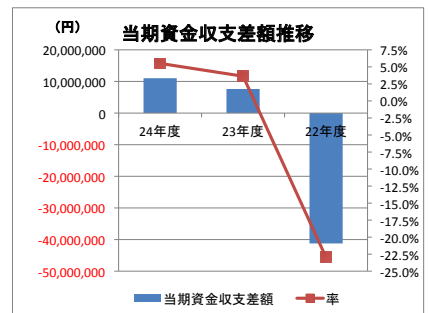
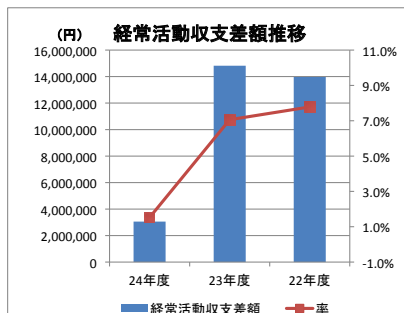
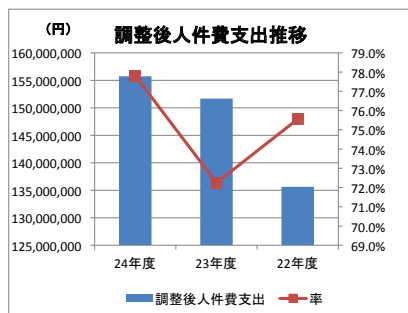
		24年度	(1)比率	23年度	(1)比率	22年度	(1)比率	平均値※	(1)比率
年間延べ園児数(人)		1,484		1,480		1,287			
4・5才児換算延べ園児数(人)		5,148	換算	5,355	換算	4,231	換算		
定員対比年間稼働率		110.9%	107.8%	110.6%	110.9%	117.3%	111.0%		
経営活動に関する収支	収入	106,637,850	53.3%	106,485,770	50.7%	94,608,880	54.4%		
	私的契約利用料収入	850,200	0.4%	579,600	0.3%	529,900	0.3%		
	経常経費補助金収入	90,116,980	45.0%	98,839,520	47.1%	75,595,610	43.5%		
	借入金利息補助金収入	152,832	0.1%	154,152	0.1%	0	0.0%		
	その他の収入	2,391,172	1.2%	3,889,615	1.9%	3,176,263	1.8%		
	経常収入計(1)	200,149,034	100.0%	209,948,657	100.0%	173,910,653	100.0%	188,209,970	100.0%
	支出	146,829,318	74.5%	145,713,912	74.7%	132,775,780	80.2%	134,041,174	71.2%
	人件費支出	32,618,600	16.5%	30,957,668	15.9%	17,916,515	10.8%	20,549,812	10.9%
	事務費支出	17,468,315	8.9%	18,278,759	9.4%	14,846,231	9.0%	17,447,163	9.3%
	借入金利息支出	176,858	0.1%	178,170	0.1%	0	0.0%		
施設整備等による収支	その他の支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	経常支出計(2)	197,093,091	98.5%	195,128,509	92.9%	165,538,526	95.2%	172,038,149	91.4%
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,055,943	1.5%	14,820,148	7.1%	8,372,127	4.8%	16,171,821	8.6%
	収入	11,000,000	5.5%	0	0.0%	214,599,000	123.4%		
	施設整備等寄附金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	施設整備等収入計(4)	11,000,000	5.5%	0	0.0%	214,599,000	123.4%		
	支出	426,600	0.2%	6,451,400	3.1%	313,105,160	180.0%		
	固定資産取得支出計(5)	426,600	0.2%	6,451,400	3.1%	313,105,160	180.0%		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	10,573,400	5.3%	-6,451,400	-3.1%	-98,506,160	-56.6%		
	財務活動による収支	0	0.0%	0	0.0%	50,000,000	28.8%		
財務活動による収支	収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	借入金元金償還補助金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	積立預金取崩収入	0	0.0%	0	0.0%	46,961,200	27.0%		
	その他の収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	財務収入計(7)	0	0.0%	0	0.0%	96,961,200	55.8%		
	支出	2,604,000	1.3%	741,000	0.4%	1,100,000	0.6%		
	借入金元金償還金支出	11,000,000	5.5%	7,500,000	3.6%	5,600,000	3.2%	14,569,670	7.7%
	積立預金積立支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	その他の支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	財務支出計(8)	13,604,000	6.8%	8,241,000	3.9%	6,700,000	3.9%	14,569,670	7.7%
当期資金収支差額合計(9)=(7)-(8)		-13,604,000	-6.8%	-8,241,000	-3.9%	90,261,200	51.9%		
前期末支払資金残高(10)		25,343	0.0%	127,748	0.1%	127,167	0.1%		
前期末支払資金残高(11)		17,629,247		17,501,499		17,374,332			
当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)		17,654,590	8.8%	17,629,247	8.4%	17,501,499	10.1%		

3. 収益性

≒施設がいかにかつ率的な経営をしているか、また、それにより資金がいくら残ったかを示す≒

	24年度	(1)比率	23年度	(1)比率	22年度	(1)比率
① 経常収入計(1)	200,149,034		209,948,657		173,910,653	
▲ 経理区分間繰入金収入	0		0		0	
② 施設整備費積立金に充てた補助金収入	0		0		5,600,000	
{調整後}経常収入計 A	200,149,034		209,948,657		179,510,653	
③ 人件費比率 B ÷ A						
④ 人件費支出	146,829,318		145,713,912		132,775,780	
⑤ 福利厚生費	1,014,141		1,128,352		1,077,000	
⑥ 業務委託費(人材派遣)	6,080,450		3,114,152		227,109	
⑦ 退職共済掛金(任意加入)	1,803,430		1,722,240		1,547,000	
{調整後}人件費計 B	155,727,339	77.8%	151,678,656	72.2%	135,626,889	75.6%
⑧ 経常活動資金収支差額比率 C ÷ A						
⑨ 経常活動資金収支差額(3)	3,055,943		14,820,148		8,372,127	
▲ 経理区分間繰入金収入	0		0		0	
⑩ 経理区分間繰入金支出	0		0		0	
⑪ 施設整備費積立金に充てた補助金収入	0		0		5,600,000	
{調整後}経常活動資金収支差額 C	3,055,943	1.5%	14,820,148	7.1%	13,972,127	7.8%
⑫ 当期資金収支差額比較 D ÷ A						
⑬ 当期資金収支差額合計(10)	25,343		127,748		127,167	
▲ 経理区分間繰入金収入	0		0		0	
⑭ 経理区分間繰入金支出	0		0		0	
▲ 積立預金取崩収入	0		0		-46,961,200	
⑮ 積立預金積立支出	11,000,000		7,500,000		5,600,000	
{調整後}当期資金収支差額合計 D	11,025,343	5.5%	7,627,748	3.6%	-41,234,033	-23.0%

※保育士・看護師・給食業務委託



社会福祉法人かやの実社
かやの実保育園
経営分析シート2 by PPCかやの実改定

4. 収益分岐点

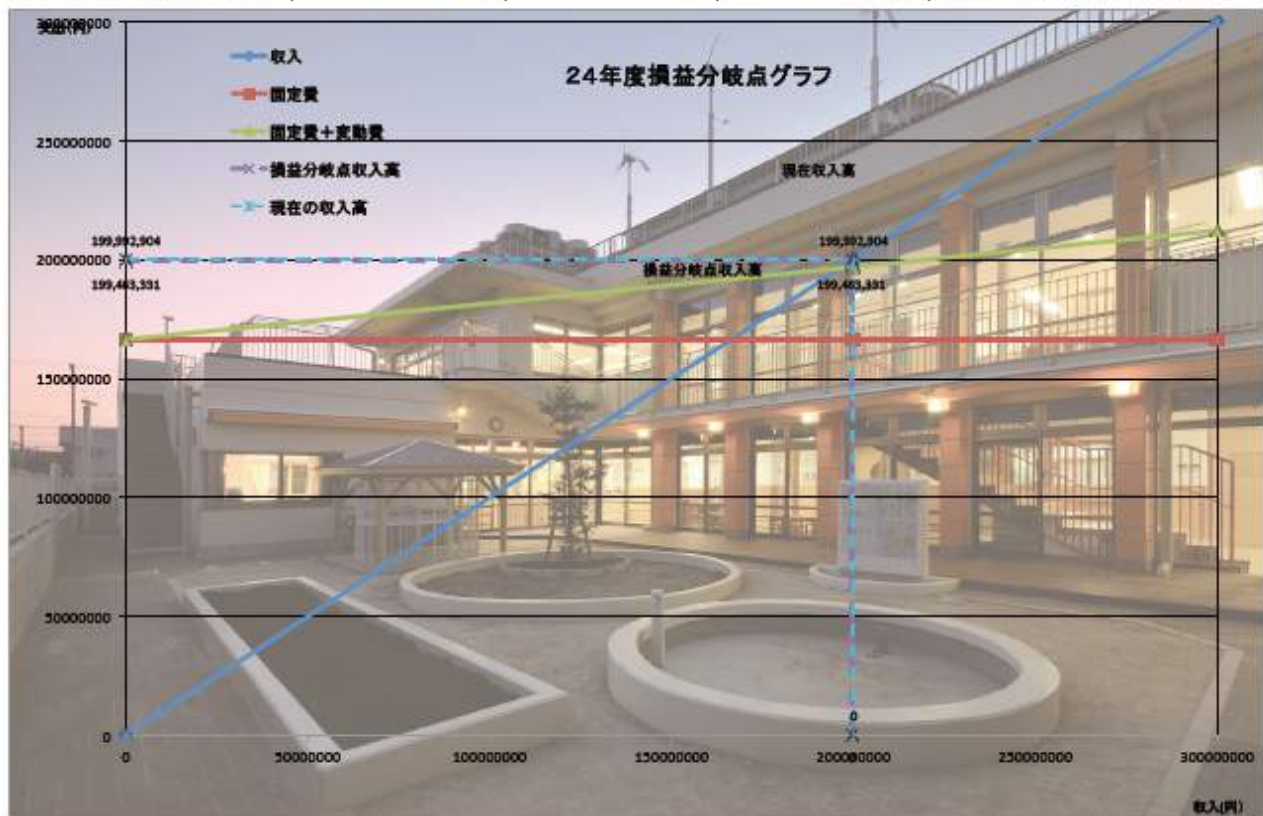
※経営活動において、収支が等しくなる(収支がトントンになる)収入がいくらであるか示している※

	24年度	23年度	22年度
運営費収入	108,637,850	108,485,770	94,808,880
私的契約利用料収入	850,200	578,600	529,900
経常経費補助金収入	90,118,980	95,838,520	75,095,610
雑収入	2,387,874	3,218,313	2,330,998
施設設備費積立預金に充てた補助金収入	0	0	5,800,000
(損益分岐点算出用)収入	199,992,904	208,121,203	178,665,388
人件費支出	146,829,318	145,713,912	132,775,780
職員俸給性 ※ 固定費 ※	133,738,354	130,712,556	118,860,817
非常勤職員給与 ※ 変動費 ※	13,090,964	15,001,356	13,914,963
事務費支出 ※ 固定費	32,618,600	30,957,668	17,916,515
事業費支出 ※ 変動費	17,468,315	18,278,759	14,846,231
借入金利息支出(純額) ※ 固定費	24,018	24,018	0
借入金元金償還金支出(純額) ※ 固定費	2,604,000	741,000	1,100,000
(損益分岐点算出用)支出	199,544,281	188,715,387	166,838,526

※ 変動費とは収入の増減に比例して増減する費用をいい、固定費とは収入が増減しても変動無く発生する費用をいう。

損益分岐点比率は、現在の収入高に対する損益分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的なできていると考えられる。

	24年度	23年度	22年度	計算式
損益分岐点収入高	199,463,331	193,178,134	164,331,006	固定費支出÷(1-(変動費支出÷収入))
損益分岐点比率	99.7%	92.4%	92.0%	損益分岐点収入高÷[損益分岐点算出用]収入
1カ月当たりの損益分岐点園児数(人)	121.7	112.4	97.1	延べ年間児童数÷12月×損益分岐点比率
1カ月当たりの損益分岐点換算園児数(人)	427.9	412.2	324.3	換算延べ年間児童数÷12月×損益分岐点比率



4. 安全性

※施設の財政状態の安全性を示している※

※PPC顧客平均値(H22年度)

① 自己純資産比率 (E-G+H)/(F-G)	24年度	比率	23年度	比率	22年度	比率	※平均値	比率
純資産の部合計 E	328,008,580	39.8%	328,280,899	36.5%	338,888,100	22.3%	287,031,351	59.0%
資産の部合計 F	394,106,583		395,238,144		623,923,514		330,718,202	
国庫補助金等特別積立金 G	218,812,194		228,436,847		207,123,000		70,847,745	
基本金 H	38,983,290		38,983,290		38,983,290		82,987,236	

② 支払余力(当期末支払資金残高+積立預金額)と設備投資予定額の比較

当期末支払資金残高	17,854,590	固定資産減価償却累計額	36,123,921
+積立預金額	80,201,380	国庫補助金等特別積立金取崩累計額	8,824,853
▲設備資金借入金残高	46,855,000		
▲リース債務残高	0		
支払余力	31,200,970	設備投資予定額	36,123,921

支払余力が設備投資予定額を上回れば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられる。

支払余力が設備投資予定額を下回れば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられる。

5. その他

① 園児および職員人当たりの月額給食費

年間給食費	8,703,438	園児給食費	5,945	職員給食費	7,000
年間延べ園児数	1,464				

園児給食費>職員給食費である場合には、指導課等で指摘される可能性がある。

Ⅱ．平成 24 年度その他の特記事項

1．固定資産物品

(1) 購入

7人避難車 152,000 円

MacBookPro 119,800 円

MacBookPro 154,800 円

(2) 廃棄

PowerBook 2 台

iBook 2 台

PC 1 台